2025年　ディスクロージャー誌

# Disclosure 2025

石巻商工信用組合

## ごあいさつ

平素より、石巻商工信用組合に格別のご愛顧を賜り、心から厚く御礼申し上げます。

ここに、当組合の現況（令和6年度第70期）を本誌にとりまとめ致しました。事業方針、業績、事業活動等を紹介しておりますので、ご高覧いただき、当組合へのご理解を深めて頂ければ幸いに存じます。

令和6年度は、年初に発生した地震の影響や、その後の豪雨被害が重なり、自然災害の影響を大きく受けた他、海外情勢では、中東情勢悪化の長期化や、国際的な政治情勢の動向によるサプライチェーンの混乱等による不確実性が高い状況が続き、事業活動に影響を受けている組合員をはじめ地元事業者の皆さまへ、適時適切な資金繰り支援の他、経営改善支援・事業再生支援等の伴走型支援を積極的に行って参りました。

令和7年度につきましても、相互扶助を基本理念とした協同組織による地元金融機関として、永年にわたり積み重ねてきた経験と知見を最大限に活かして、地域やお客さまが抱える課題と真摯に向き合い、引き続き「地域・お客さまへの支援」に全力で取り組むとともに、経営のガバナンスを一層強化し、各種リスク管理の対応力を高めて参る所存でございますので、皆さまの一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

石巻商工信用組合
理事長　梶谷　啓二

## 当組合のあゆみ（沿革）

■昭和30年 9月　石巻商工信用組合創業
■昭和32年10月　飯野川支店開設
■昭和34年 7月　前谷地支店開設
■昭和38年10月　松島支店開設
■昭和48年10月　豊里支店開設
■昭和50年 7月　湊支店開設
■昭和53年 5月　矢本支店開設
■昭和55年 4月　登米支店開設
■昭和57年 4月　蛇田支店開設
■昭和59年 8月　全銀データ通信システム加盟
■昭和61年11月　中里支店開設
■昭和63年 5月　大街道支店開設
■平成 2年 7月　都市銀行、地方銀行等とのCDオンライン提携実施
■平成 5年 9月　日本銀行歳入復代理店復託業務取扱いの許諾を受ける
■平成 6年 3月　証券業務取扱いの認可を受ける
■平成13年 4月　渡波支店開設
■平成23年 3月　東日本大震災により被災
■平成27年 7月　本部・蛇田支店、移転
■平成28年 5月　本店営業部、移転

## 事業方針

### ■経営理念

創造　・　奉仕　・　共存

### ■経営方針

石巻商工信用組合は、地域の皆さまとのふれあいを大切にし、金融・情報・相談サービスを通じて、豊かでゆとりのある暮らしをともに考え、地域社会の発展に貢献します。

### ■行動基準

**感　謝**　私たちは、常に感謝の気持ちを持って、いつでも笑顔でお客様の声にこたえます。

**創　意**　私たちは、お客様との対話を大切に、常に有用な情報の提供と活用に取り組みます。

**向　上**　私たちは、自分の仕事に誇りと自信を持ち、常に自分自身の成長に努めます。

**信　頼**　私たちは、仕事を通じて、お客様の信頼にこたえ続けます。

**共　栄**　私たちは、お客様の豊かでゆとりある暮らしと、地域社会の発展に貢献することにより、共存共栄をめざします。

## 事業の組織

（令和7年3月末現在）

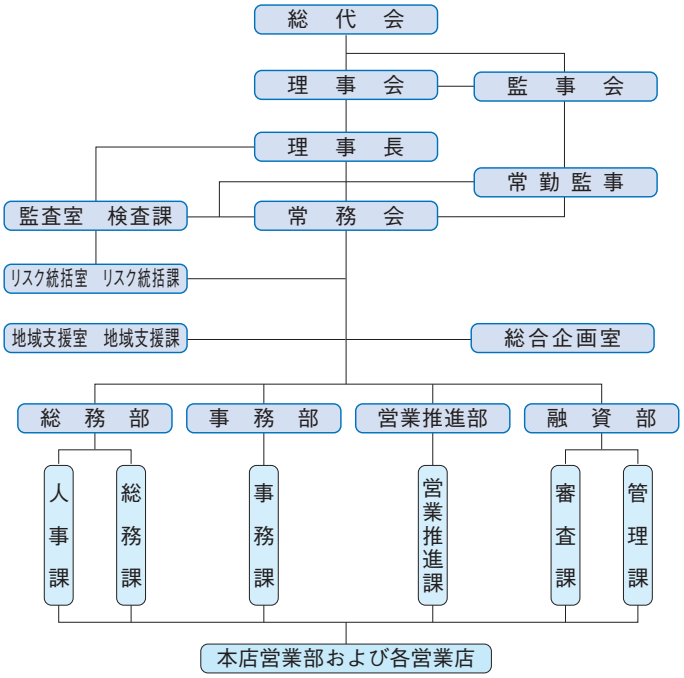


## 役員一覧（理事及び監事の氏名・役職名）

（令和7年6月24日現在）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 理事長 | 梶谷　啓二 | 理　事 | 近江　恵一（※） |
| 専務理事 | 佐藤　友章 | 理　事 | 松本　　賢（※） |
| 常務理事 | 熱海　英俊 | 理　事 | 佐藤幸太郎（※） |
| 常勤理事 | 本田　政彦 | 常勤監事 | 大内　孝憲 |
| 常勤理事 | 佐藤　　茂 | 員外監事 | 植松　博史 |

（注）当組合は、職員出身者以外の理事3名（※印）の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

## 会計監査人の氏名又は名称

（令和7年3月末現在）

EY新日本有限責任監査法人

## 令和6年度　経営環境・事業概況

令和6年度は、雇用・所得環境が改善するなか、企業の設備投資にも持ち直しの動きが見られる等、全体としては緩やかな回復基調となりました。

一方、地元の中小企業を取り巻く経営環境は、中東情勢をめぐる地政学リスクや国際的な政治情勢の変化により資源や原材料価格の上昇に影響を与え、さらには、当地方における人口減少や少子高齢化等に伴う慢性的な人手不足、後継者の問題等により、地元企業の経営環境は大変厳しい状況に置かれております。

このような経営環境の下、当組合では、組合員をはじめ事業者の皆さまへ、資金繰りや経営改善等のお客さまの状況に応じた各種課題解決に向け、コンサルティング活動等を通じた伴走支援を積極的に行って参りました。

その結果としての業績につきまして、貸出金については、地元企業の皆さまへの適時適切な資金繰り支援を積極的に努めました結果、期末残高は対前期比3億円増加して594億円となりました。預金につきましては、地区外相続等による個人預金減少や、先行きの経営不安から内部留保の預金を取崩し事業資金へ充当する等の事業者預金減少があり、期末残高は対前期29億円減少して1,032億円となりました。

収支については、市場金利の上昇に伴う預金利率引上げにより預金利息は増加したものの、資金運用収益の増加等により、当期純利益は目標の50百万円を上回り、対前期3百万円増加して73百万円を計上することができました。また、自己資本比率につきましては、当期純利益の確保等により、引き続き国内基準の4%を大きく上回る21.77%となり、継続して安定した財務基盤を確保しております。

## 組合員の推移

（単位：人）

| 区　分 | 令和5年度末 | 令和6年度末 |
|---|---|---|
| 個　人 | 18,158 | 17,948 |
| 法　人 | 2,234 | 2,225 |
| **合　計** | **20,392** | **20,173** |

## 総代会について

### ■総代会の仕組みと役割

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は、組合員20,173名（令和7年3月末）と多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより、「総代会」を設置しております。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。

当組合では、総代会に限定することなく、日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

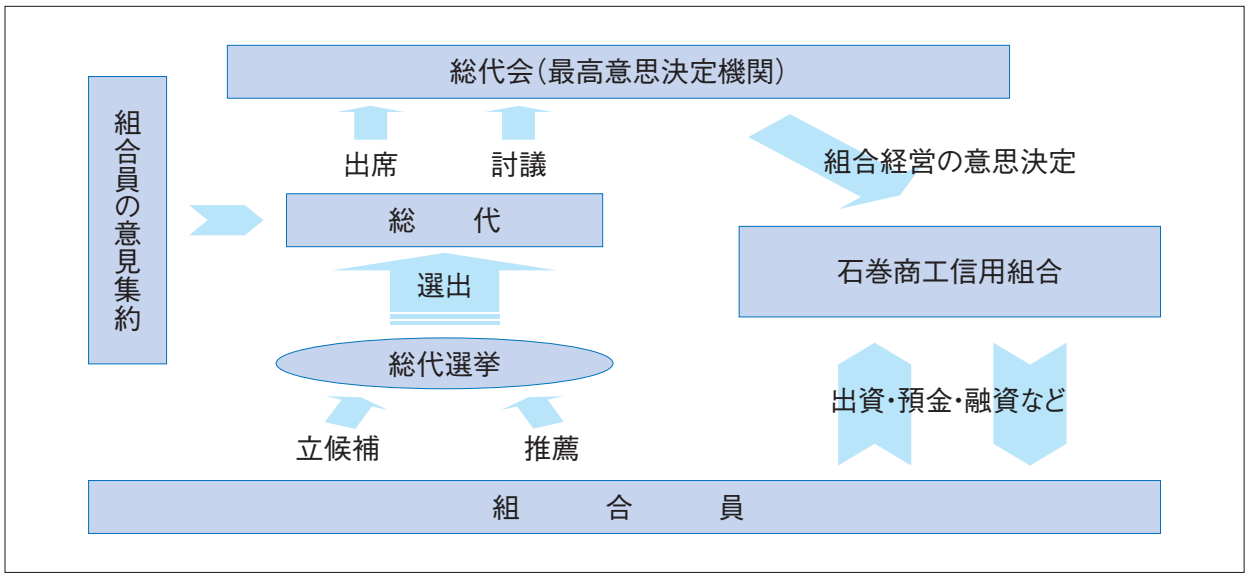


### ■総代の任期と定数および選出方法

定款により、総代の任期は3年、定数は「100人以上110人以内」と定められております。
また、総代の選出方法および地区別等については「総代選挙規約」に定められております。

| | |
|---|---|
| 総代の任期と定数 | 総代の任期は3年です。<br>総代の定数は100人以上110人以内です。<br>（令和7年6月24日現在総代数 109名） |
| 総代の選出方法 | ①選挙区及び選挙区毎の定数は、定款で定める範囲内において理事会で定める。<br>↓<br>②組合員の中から選挙長（理事長）が、選挙区毎に選挙人名簿を作成する。<br>↓<br>③候補者の受付をする。<br>↓<br>④-1 候補者の数が定数以内の選挙区は、無投票当選。<br>④-2 候補者の数が定数を超える選挙区は、選挙により選出する。<br>↓<br>⑤当選人の氏名を公告する。 |

## 総代会について

### ■第70期通常総代会の報告

第70期通常総代会が、令和7年6月24日午後4時より開催されました。当日は総代109名のうち、出席105名（うち、書面議決書による出席 38名）のもと、全議案が可決・承認されました。

#### （1）報告事項

第70期（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）事業報告ならびに貸借対照表および損益計算書報告の件

#### （2）決議事項

第1号議案　第70期剰余金処分案承認の件
第2号議案　第71期事業計画および収支予算案承認の件
第3号議案　組合員の法定脱退に関する件

### ■総代のご紹介

（令和7年6月24日現在　109名）

| 選挙区 | | 総代数 | 総代名（敬称略） | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 第1区 | 本店 | 24名 | 相沢恵二郎 ⑤ | 浅野　辰之 ① | 阿部　幸一 ⑤ | 阿部　貞夫 ◎ | 阿部　真也 ⑤ |
| | | | 粟野　寛 ① | 石川　佳洋 ⑥ | 石巻ガス㈱ ◎ | 石森　義信 ⑨ | 板橋　一男 ◎ |
| | | | 大森　憲市 ① | 尾形　清雄 ⑥ | 奥津　秀幸 ① | 幸田　力也 ① | 後藤　嘉則 ④ |
| | | | 四野見　篤 ④ | 白出　征三 ◎ | 鈴木　隆男 ⑤ | 千田　敬寿 ⑤ | 平井　孝浩 ② |
| | | | 蛭田　晶彦 ③ | 福村　健 ◎ | 三浦　政洋 ② | 山田　裕司 ③ | |
| | 中里支店 | 6名 | 阿部　正美 ⑦ | 久我　文敏 ④ | 佐藤　正洋 ③ | 佐藤　吉則 ◎ | 武田　幸一 ⑨ |
| | | | 和田　純大 ⑥ | | | | |
| | 湊　支店 | 5名 | 石巻魚市場㈱ ◎ | 遠藤　武志 ③ | 後藤　豊隆 ① | 布施　三郎 ⑧ | 星　進 ④ |
| | 蛇田支店 | 14名 | 阿部　晃 ⑥ | 阿部　博昭 ⑥ | 石川　和典 ⑥ | 伊藤　昇市 ⑧ | 尾形　和昭 ◎ |
| | | | 小野　芳男 ⑥ | 木村　貴俊 ① | 佐々木直也 ② | 佐藤　重雄 ② | 髙橋　晃男 ④ |
| | | | 髙橋　周一 ⑨ | 髙橋　忠男 ⑥ | 戸澤　貴一 ① | 山本光二郎 ⑥ | |
| | 大街道支店 | 8名 | 阿部　秀浩 ① | 伊藤　和男 ⑧ | 大槻　正治 ④ | 斎藤　匡 ⑥ | 島　英人 ⑤ |
| | | | 松浦　仁 ② | 松本　俊彦 ⑥ | 山下　英朗 ① | | |
| | 渡波支店 | 5名 | 阿部　善司 ⑥ | 阿部　友宏 ⑦ | 石川　雅博 ③ | 内海　浩二 ⑤ | 武田　信哉 ④ |
| 第2区 | 矢本支店 | 8名 | 青野　隆司 ① | 及川　信一 ③ | 太田　哲也 ③ | 木村　浩章 ④ | 齋藤　稔 ② |
| | | | 菅井　篤 ① | 菅原　智宏 ② | 松本　茂樹 ② | | |
| | 松島支店 | 6名 | 小野　明文 ⑦ | 樫崎　希之 ⑥ | 佐藤　浩樹 ① | 鈴木　秀治 ⑧ | 髙橋　静男 ⑨ |
| | | | 寺嶋　克美 ③ | | | | |
| 第3区 | 前谷地支店 | 10名 | 相澤　孫克 ⑨ | 赤坂　秀康 ① | 池田　憲彦 ◎ | 伊藤　忠文 ◎ | 後藤　昭裕 ⑤ |
| | | | 齋藤　正秀 ⑧ | 佐々木榮一 ⑦ | 佐々木久義 ⑧ | 髙橋　英一 ◎ | 吉田　和央 ① |
| | 豊里支店 | 8名 | 阿部　二郎 ⑤ | 大久保謙司 ③ | 大沼　弘輝 ⑧ | 今野　光教 ① | 佐々木　勇 ① |
| | | | 佐々木一男 ④ | 只野　英博 ① | 只野　佳旦 ⑨ | | |
| | 登米支店 | 3名 | 猪股　育夫 ⑨ | 桑原　衛 ◎ | 佐藤　隆 ② | | |
| 第4区 | 飯野川支店 | 12名 | 及川　薫 ⑤ | 岡　武志 ◎ | 小野寺善治郎 ◎ | 木村　信広 ④ | 佐々木貴美雄 ⑥ |
| | | | 佐藤　康仁 ⑥ | 武山　徳蔵 ◎ | 武山　良一 ⑤ | 宮城十條林産㈱ ◎ | 宮本　政士 ③ |
| | | | 山部　和徳 ② | 横山　宗一 ⑧ | | | |

（注）総代名の後に就任回数を記載しております。なお、就任回数が10回以上の場合は◎で示しております。

### ■総代の属性別構成比

| | |
|---|---|
| 職業別 | 個人 1.8%、個人事業主 3.7%、法人役員 91.7%、法人 2.8% |
| 年代別 | 40代以下 2.8%、50代 23.6%、60代 34.0%、70代 31.1%、80代以上 8.5% |
| 業種別 | 建設業 35.5%、卸売業、小売業 27.1%、製造業 16.8%、運輸業、郵便業 4.7%、宿泊業、飲食サービス業 4.7%、学術研究、専門・技術サービス業 3.7%、その他 7.5% |

（注）業種別は、法人、法人役員、個人事業主の割合です。

## 貸借対照表

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| （資産の部） | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 現金 | 2,338,487 | 2,085,998 |
| 預け金 | 40,103,835 | 36,239,176 |
| 買入手形 | — | — |
| コールローン | — | — |
| 買現先勘定 | — | — |
| 債券貸借取引支払保証金 | — | — |
| 買入金銭債権 | 6,112 | 5,391 |
| 金銭の信託 | — | — |
| 商品有価証券 | — | — |
| 商品国債 | — | — |
| 商品地方債 | — | — |
| 商品政府保証債 | — | — |
| その他の商品有価証券 | — | — |
| 有価証券 | 9,497,407 | 9,936,198 |
| 国債 | 5,288,145 | 5,226,520 |
| 地方債 | — | — |
| 短期社債 | — | — |
| 社債 | 3,274,390 | 3,608,220 |
| 株式 | 236,458 | 303,691 |
| その他の証券 | 698,413 | 797,767 |
| 貸出金 | 59,093,122 | 59,491,493 |
| 割引手形 | 570,282 | 357,810 |
| 手形貸付 | 3,163,882 | 3,853,440 |
| 証書貸付 | 54,701,707 | 54,485,474 |
| 当座貸越 | 657,250 | 794,768 |
| 外国為替 | — | — |
| 外国他店預け | — | — |
| 外国他店貸 | — | — |
| 買入外国為替 | — | — |
| 取立外国為替 | — | — |
| その他資産 | 913,279 | 903,325 |
| 未決済為替貸 | 9,154 | 6,490 |
| 全信組連出資金 | 660,000 | 660,000 |
| 前払費用 | 1,328 | 1,160 |
| 未収収益 | 72,441 | 91,500 |
| 先物取引差入証拠金 | — | — |
| 先物取引差金勘定 | — | — |
| 保管有価証券等 | — | — |
| 金融派生商品 | — | — |
| 金融商品等差入担保金 | — | — |
| リース投資資産 | — | — |
| その他の資産 | 170,354 | 144,175 |
| 有形固定資産 | 1,455,858 | 1,421,946 |
| 建物 | 742,322 | 713,672 |
| 土地 | 611,078 | 610,312 |
| リース資産 | — | — |
| 建設仮勘定 | — | — |
| その他の有形固定資産 | 102,457 | 97,960 |
| 無形固定資産 | 9,065 | 7,442 |
| ソフトウェア | 4,847 | 3,224 |
| のれん | — | — |
| リース資産 | — | — |
| その他の無形固定資産 | 4,217 | 4,217 |
| 前払年金費用 | — | — |
| 繰延税金資産 | 129,895 | 170,260 |
| 再評価に係る繰延税金資産 | — | — |
| 債務保証見返 | 5,928 | 5,657 |
| 貸倒引当金 | △ 358,533 | △ 407,879 |
| （うち個別貸倒引当金） | （△ 265,083） | （△ 302,686） |
| 資産の部合計 | 113,194,458 | 109,859,011 |

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| （負債の部） | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 預金積金 | 106,181,633 | 103,204,162 |
| 当座預金 | 2,569,413 | 2,315,089 |
| 普通預金 | 50,536,931 | 49,654,530 |
| 貯蓄預金 | 86,927 | 79,672 |
| 通知預金 | — | — |
| 定期預金 | 48,806,497 | 47,053,057 |
| 定期積金 | 4,093,278 | 3,694,178 |
| その他の預金 | 88,585 | 407,634 |
| 譲渡性預金 | — | — |
| 借用金 | 54,000 | 50,000 |
| 借入金 | 54,000 | 50,000 |
| 当座借越 | — | — |
| 再割引手形 | — | — |
| 売渡手形 | — | — |
| コールマネー | — | — |
| 売現先勘定 | — | — |
| 債券貸借取引受入担保金 | — | — |
| コマーシャル・ペーパー | — | — |
| 外国為替 | — | — |
| 外国他店預り | — | — |
| 外国他店借 | — | — |
| 売渡外国為替 | — | — |
| 未払外国為替 | — | — |
| その他負債 | 121,607 | 146,950 |
| 未決済為替借 | 20,076 | 12,300 |
| 未払費用 | 45,792 | 60,405 |
| 給付補塡備金 | 217 | 373 |
| 未払法人税等 | 24,182 | 35,309 |
| 前受収益 | 17,000 | 21,167 |
| 払戻未済金 | 9,285 | 10,541 |
| 職員預り金 | 1,508 | 1,514 |
| 先物取引受入証拠金 | — | — |
| 先物取引差金勘定 | — | — |
| 借入商品債券 | — | — |
| 借入有価証券 | — | — |
| 売付商品債券 | — | — |
| 売付債券 | — | — |
| 金融派生商品 | — | — |
| 金融商品等受入担保金 | — | — |
| リース債務 | — | — |
| 資産除去債務 | — | — |
| その他の負債 | 3,544 | 5,340 |
| 賞与引当金 | — | — |
| 役員賞与引当金 | — | — |
| 退職給付引当金 | 13,416 | 6,174 |
| 役員退職慰労引当金 | 41,374 | 46,825 |
| 偶発損失引当金 | 55,294 | 32,946 |
| 睡眠預金払戻損失引当金 | — | — |
| 特別法上の引当金 | — | — |
| 金融商品取引責任準備金 | — | — |
| 繰延税金負債 | — | — |
| 再評価に係る繰延税金負債 | — | — |
| 債務保証 | 5,928 | 5,657 |
| 負債の部合計 | 106,473,255 | 103,492,717 |
| （純資産の部） | | |
| 出資金 | 415,783 | 405,242 |
| 普通出資金 | 415,783 | 405,242 |
| 優先出資金 | — | — |
| その他の出資金 | — | — |
| 優先出資申込証拠金 | — | — |
| 資本剰余金 | — | — |
| 資本準備金 | — | — |
| その他資本剰余金 | — | — |
| 利益剰余金 | 6,492,284 | 6,552,757 |
| 利益準備金 | 425,068 | 415,783 |
| その他利益剰余金 | 6,067,216 | 6,136,974 |
| 特別積立金 | 5,800,000 | 5,800,000 |
| 当期未処分剰余金 | 267,216 | 336,974 |
| 自己優先出資 | — | — |
| 自己優先出資申込証拠金 | — | — |
| 組合員勘定合計 | 6,908,067 | 6,957,999 |
| その他有価証券評価差額金 | △ 186,865 | △ 591,705 |
| 繰延ヘッジ損益 | — | — |
| 土地再評価差額金 | — | — |
| 評価・換算差額等合計 | △ 186,865 | △ 591,705 |
| 純資産の部合計 | 6,721,202 | 6,366,293 |
| 負債及び純資産の部合計 | 113,194,458 | 109,859,011 |

**貸借対照表の注記事項**

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建　物　　10年～50年
その他　　3年～34年
4. 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
5. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）の債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に融資部（資産査定部署）が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室検査課（資産監査部署）が査定結果を監査しております。
6. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（平成27年3月26日）に定める簡便法（直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。
当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合設立型企業年金基金）に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
⑴制度全体の積立状況に関する事項（令和6年3月31日現在）

| | |
|---|---|
| 年金資産の額 | 249,416百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額 | 211,033百万円 |
| 差引額 | 38,382百万円 |

⑵制度全体に占める当組合の掛金拠出割合
（自令和5年4月1日　至令和6年3月31日）
0.637%
⑶補足説明
上記⑴の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高9,895百万円及び財政上の剰余金48,278百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間11年1カ月の元利均等償却であり、当組合は、当事業年度の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金8百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記⑵の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しておりません。
7. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
8. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
9. 収益の計上方法について、役務取引等収益は役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものがあります。
為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。なお、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
10. 消費税及び地方消費税の会計処理において、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
11. 重要な会計上の見積り
会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
貸倒引当金　407百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として5.に記載しております。
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。
「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
12. 金融商品の状況に関する事項
⑴金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
なお、当組合ではデリバティブ取引は行っておりません。
⑵金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
⑶金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスクの管理
当組合は、信用リスク管理方針及び信用リスクに関する管理諸規定に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、融資部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
②市場リスクの管理
ⅰ金利リスクの管理
当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
ALMに関しては、総務部において金利変動を見込んだALMシミュレーションに基づく収支計画を策定し、常務会及び理事会において確認・今後の対応等の協議を行い、実績について四半期ごとに常務会及び理事会に報告しております。
ⅱ価格変動リスクの管理
有価証券の市場運用商品の保有については、市場リスク管理方針に基づき、理事会の監督の下、有価証券運用リスク管理規定等に従い行われております。
このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、購入に関する常務会申請を行っております。
融資部では、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。また、保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、株式の時価や格付及び財務状況などをモニタリングしております。
これらの情報は融資部を通じ、常務会及び理事会に定期的に報告されております。
ⅲ市場リスクに係る定量的情報
当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」及び「預金積金」であります。
当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成19年金融庁告示第17号）」において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。
当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。
なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇）が生じた場合の時価は、1,531百万円減少するものと把握しております。
当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。
また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
③資金調達に係る流動性リスクの管理
当組合は、ALMを通して適時に資金管理を行うほか、資金調達及び運用に関する長短のバランス調整などによって、流動性リスクを管理しております。
⑷金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
なお、「預け金」、「貸出金」及び「預金積金」については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。
13. 金融商品の時価等に関する事項
令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注2）参照）。
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

| | 貸借対照表計上額 | 時　価 | 差　額 |
|---|---|---|---|
| ⑴預け金（*1） | 36,239 | 36,245 | 6 |
| ⑵有価証券 | | | |
| 満期保有目的の債券 | 2,150 | 2,111 | △ 38 |
| その他有価証券 | 7,584 | 7,584 | — |
| ⑶貸出金（*1） | 59,491 | | |
| 貸倒引当金（*2） | △ 407 | | |
| | 59,083 | 59,586 | 502 |
| 金融資産計 | 105,057 | 105,527 | 470 |
| ⑴預金積金（*1） | 103,204 | 102,913 | △ 290 |
| 金融負債計 | 103,204 | 102,913 | △ 290 |

（*1）預け金、貸出金及び預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。
（*2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については14.から16.に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

①6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。

②①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿簿価)を時価とみなしております。定期性預金の時価は、一定の期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(注2)市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

| 区　　分 | 貸借対照表計上額 |
|---|---|
| 非上場株式(*1) | 201 |
| 全信組連出資金(*1) | 660 |
| 組合出資金(*2) | 0 |
| 合　　計 | 861 |

(*1)非上場株式及び全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2)組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24－16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

14. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下16.まで同様であります。

(1)売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2)満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

| | (貸借対照表計上額) | (時　　価) | (差　　額) |
|---|---|---|---|
| 国　　債 | —百万円 | —百万円 | —百万円 |
| 社　　債 | — | — | — |
| そ　の　他 | — | — | — |
| 小　　計 | — | — | — |

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

| | (貸借対照表計上額) | (時　　価) | (差　　額) |
|---|---|---|---|
| 国　　債 | —百万円 | —百万円 | —百万円 |
| 社　　債 | 1,550 | 1,519 | △ 30 |
| そ　の　他 | 600 | 592 | △ 7 |
| 小　　計 | 2,150 | 2,111 | △ 38 |
| 合　　計 | 2,150 | 2,111 | △ 38 |

(3)その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

| | (貸借対照表計上額) | (取　得　原　価) | (差　　額) |
|---|---|---|---|
| 株　　式 | 102百万円 | 17百万円 | 84百万円 |
| 債　　券 | — | — | — |
| 国　　債 | — | — | — |
| 社　　債 | — | — | — |
| そ　の　他 | — | — | — |
| 小　　計 | 102 | 17 | 84 |

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

| | (貸借対照表計上額) | (取　得　原　価) | (差　　額) |
|---|---|---|---|
| 株　　式 | —百万円 | —百万円 | —百万円 |
| 債　　券 | 7,284 | 8,075 | △ 790 |
| 国　　債 | 5,226 | 5,973 | △ 747 |
| 社　　債 | 2,058 | 2,101 | △ 43 |
| そ　の　他 | 197 | 200 | △ 2 |
| 小　　計 | 7,482 | 8,275 | △ 793 |
| 合　　計 | 7,584 | 8,292 | △ 708 |

15. 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

16. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

| | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|---|---|---|---|---|
| 債　　券 | —百万円 | 2,331百万円 | 388百万円 | 5,818百万円 |
| 国　　債 | — | — | 290 | 4,936 |
| 社　　債 | — | 2,331 | 97 | 882 |
| そ　の　他 | — | 797 | — | — |
| 合　　計 | — | 3,128 | 388 | 5,818 |

17. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

| | |
|---|---|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 1,451百万円 |
| 危険債権額 | 4,835百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | —百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | —百万円 |
| 合計額 | 6,287百万円 |

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

18. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。
これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は357百万円であります。

19. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、7,153百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが7,153百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

20. 有形固定資産の減価償却累計額　1,677百万円

21. 有形固定資産の圧縮記帳額　385百万円

22. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額　174百万円

23. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

| | |
|---|---|
| 貸倒引当金 | 114百万円 |
| 固定資産の減損損失 | 116 |
| 役員退職慰労引当金 | 13 |
| 偶発損失引当金 | 9 |
| 減価償却超過額 | 2 |
| 未払事業税 | 2 |
| その他有価証券評価差額金 | 202 |
| その他 | 12 |
| 繰延税金資産小計 | 473 |
| 評価性引当額 | △ 302 |
| 繰延税金資産合計 | 170 |
| 繰延税金負債 | |
| 繰延税金負債合計 | — |
| 繰延税金資産の純額 | 170百万円 |

24. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産　預け金　2,300百万円

担保資産に対応する債務　借用金　—百万円

上記のほか、為替取引のために預け金3,000百万円、日本銀行歳入復代理店取引のために預け金20百万円を担保として提供しております。

25. 出資1口当たりの純資産額は、7,854円92銭です。

## 損益計算書

（単位：千円）

| 科目 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|
| **経常収益** | **1,190,174** | **1,231,015** |
| 資金運用収益 | 1,073,883 | 1,107,213 |
| 貸出金利息 | 871,112 | 905,356 |
| 預け金利息 | 61,613 | 94,320 |
| 買入手形利息 | — | — |
| コールローン利息 | — | — |
| 買現先利息 | — | — |
| 債券貸借取引受入利息 | — | — |
| 有価証券利息配当金 | 73,230 | 78,762 |
| 金利スワップ受入利息 | — | — |
| その他の受入利息 | 67,927 | 28,773 |
| 役務取引等収益 | 81,685 | 80,581 |
| 受入為替手数料 | 37,922 | 36,729 |
| その他の役務収益 | 43,762 | 43,851 |
| その他業務収益 | 25,001 | 9,313 |
| 外国為替売買益 | — | — |
| 商品有価証券売買益 | — | — |
| 国債等債券売却益 | 19,309 | — |
| 国債等債券償還益 | — | — |
| 金融派生商品収益 | — | — |
| その他の業務収益 | 5,692 | 9,313 |
| その他経常収益 | 9,603 | 33,907 |
| 貸倒引当金戻入益 | — | — |
| 償却債権取立益 | 7,831 | 7,175 |
| 株式等売却益 | — | — |
| 金銭の信託運用益 | — | — |
| その他の経常収益 | 1,771 | 26,731 |
| **経常費用** | **1,105,113** | **1,112,302** |
| 資金調達費用 | 2,000 | 22,220 |
| 預金利息 | 1,864 | 21,854 |
| 給付補塡備金繰入額 | 73 | 307 |
| 譲渡性預金利息 | — | — |
| 借用金利息 | 55 | 51 |
| 売渡手形利息 | — | — |
| コールマネー利息 | — | — |
| 売現先利息 | — | — |
| 債券貸借取引支払利息 | — | — |
| コマーシャル・ペーパー利息 | — | — |
| 金利スワップ支払利息 | — | — |
| その他の支払利息 | 7 | 7 |
| 役務取引等費用 | 53,171 | 53,898 |
| 支払為替手数料 | 9,542 | 9,707 |
| その他の役務費用 | 43,629 | 44,190 |
| その他業務費用 | 17,346 | 142 |
| 外国為替売買損 | — | — |
| 商品有価証券売買損 | — | — |
| 国債等債券売却損 | 17,329 | — |
| 国債等債券償還損 | — | — |
| 国債等債券償却 | — | — |
| 金融派生商品費用 | — | — |
| その他の業務費用 | 16 | 142 |
| 経費 | 976,701 | 945,458 |
| 人件費 | 638,566 | 598,926 |
| 物件費 | 299,732 | 309,100 |
| 税金 | 38,401 | 37,431 |
| その他経常費用 | 55,893 | 90,582 |
| 貸倒引当金繰入額 | 10,661 | 56,756 |
| 貸出金償却 | 20 | — |
| 株式等売却損 | — | — |
| 株式等償却 | — | — |
| 金銭の信託運用損 | — | — |
| その他資産償却 | — | — |
| その他の経常費用 | 45,211 | 33,825 |
| **経常利益** | **85,060** | **118,712** |

| 科目 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|
| **特別利益** | — | — |
| 固定資産処分益 | — | — |
| 負ののれん発生益 | — | — |
| 金融商品取引責任準備金取崩額 | — | — |
| その他の特別利益 | — | — |
| **特別損失** | **13** | **2,357** |
| 固定資産処分損 | 13 | 2,357 |
| 減損損失 | — | — |
| 金融商品取引責任準備金繰入額 | — | — |
| その他の特別損失 | — | — |
| **税引前当期純利益** | **85,046** | **116,354** |
| **法人税、住民税及び事業税** | **27,921** | **39,099** |
| **法人税等調整額** | **△12,514** | **4,064** |
| **法人税等合計** | **15,406** | **43,163** |
| **当期純利益** | **69,639** | **73,190** |
| **繰越金（当期首残高）** | **197,576** | **263,783** |
| **当期末処分剰余金** | **267,216** | **336,974** |

（注）1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たりの当期純利益　88円02銭
3. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

## 剰余金処分計算書

（単位：千円）

| 科目 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|
| **当期末処分剰余金** | **267,216** | **336,974** |
| **利益準備金取崩額** | **9,285** | **10,541** |
| **剰余金処分額** | **12,718** | **12,384** |
| 利益準備金 | — | — |
| 普通出資に対する配当金 | 12,718 | 12,384 |
| | （年3.00%の割合） | （年3.00%の割合） |
| 優先出資に対する配当金 | — | — |
| | | |
| 事業の利用分量に対する配当金 | — | — |
| | | |
| 特別積立金 | — | — |
| **繰越金（当期末残高）** | **263,783** | **335,130** |

## 業務粗利益及び業務純益等

（単位：千円）

| 科目 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|
| 資金運用収益 | 1,073,883 | 1,107,213 |
| 資金調達費用 | 2,000 | 22,220 |
| 資金運用収支 | 1,071,882 | 1,084,992 |
| 役務取引等収益 | 81,685 | 80,581 |
| 役務取引等費用 | 53,171 | 53,898 |
| 役務取引等収支 | 28,513 | 26,682 |
| その他業務収益 | 25,001 | 9,313 |
| その他業務費用 | 17,346 | 142 |
| その他の業務収支 | 7,655 | 9,171 |
| 業務粗利益 | 1,108,052 | 1,120,846 |
| 業務粗利益率 | 0.91 % | 0.93 % |
| 業務純益 | 134,089 | 169,097 |
| 実質業務純益 | 136,859 | 180,839 |
| コア業務純益 | 134,879 | 180,839 |
| コア業務純益（投資信託解約損益を除く。） | 134,879 | 180,839 |

（注）1. 業務粗利益率＝$\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}}$ ×100

2. 業務純益＝業務収益－（業務費用－金銭の信託運用見合費用）
3. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
4. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益

## 資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

| 科目 | 年度 | 平均残高 | 利息 | 利回り |
|---|---|---|---|---|
| 資金運用勘定 | 令和5年度 | 120,806 百万円 | 1,073,883 千円 | 0.88 % |
| | 令和6年度 | 119,919 | 1,107,213 | 0.92 |
| うち貸出金 | 令和5年度 | 57,565 | 871,112 | 1.51 |
| | 令和6年度 | 58,556 | 905,356 | 1.54 |
| うち預け金 | 令和5年度 | 52,740 | 61,613 | 0.11 |
| | 令和6年度 | 50,451 | 94,320 | 0.18 |
| うち買入金銭債権 | 令和5年度 | 7 | 231 | 3.07 |
| | 令和6年度 | 5 | 158 | 2.81 |
| うち有価証券 | 令和5年度 | 9,832 | 73,230 | 0.74 |
| | 令和6年度 | 10,245 | 78,762 | 0.76 |
| 資金調達勘定 | 令和5年度 | 117,341 | 2,000 | 0.00 |
| | 令和6年度 | 116,351 | 22,220 | 0.01 |
| うち預金積金 | 令和5年度 | 117,285 | 1,938 | 0.00 |
| | 令和6年度 | 116,299 | 22,162 | 0.01 |
| うち譲渡性預金 | 令和5年度 | — | — | — |
| | 令和6年度 | — | — | — |
| うち借用金 | 令和5年度 | 55 | 55 | 0.10 |
| | 令和6年度 | 51 | 51 | 0.09 |

（注）資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高（令和5年度5百万円、令和6年度5百万円）を、それぞれ控除して表示しております。

## 経費の内訳

（単位：千円）

| 科目 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|
| 人件費 | 638,566 | 598,926 |
| 報酬給料手当 | 511,945 | 489,935 |
| 退職給付費用 | 39,263 | 24,905 |
| その他 | 87,357 | 84,085 |
| 物件費 | 299,732 | 309,100 |
| 事務費 | 139,640 | 140,977 |
| 固定資産費 | 48,128 | 54,873 |
| 事業費 | 16,212 | 14,473 |
| 人事厚生費 | 9,329 | 6,087 |
| 減価償却費 | 68,700 | 75,216 |
| その他 | 17,721 | 17,473 |
| 税金 | 38,401 | 37,431 |
| **経費合計** | **976,701** | **945,458** |

## 役務取引の状況

（単位：千円）

| 科目 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|
| 役務取引等収益 | 81,685 | 80,581 |
| 受入為替手数料 | 37,922 | 36,729 |
| その他の受入手数料 | 43,712 | 43,784 |
| その他の役務取引等収益 | 50 | 67 |
| 役務取引等費用 | 53,171 | 53,898 |
| 支払為替手数料 | 9,542 | 9,707 |
| その他の支払手数料 | 238 | 263 |
| その他の役務取引等費用 | 43,390 | 43,927 |

## 受取利息及び支払利息の増減

（単位：千円）

| 項目 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|
| 受取利息の増減 | 34,438 | 33,329 |
| 支払利息の増減 | △ 204 | 20,219 |

## その他業務収益の内訳

（単位：百万円）

| 項目 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|
| 外国為替売買益 | — | — |
| 商品有価証券売買益 | — | — |
| 国債等債券売却益 | 19 | — |
| 国債等債券償還益 | — | — |
| 金融派生商品収益 | — | — |
| その他の業務収益 | 5 | 9 |
| **その他業務収益合計** | **25** | **9** |

## 自己資本の構成に関する開示事項

（単位：百万円、％）

| 項　　目 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|
| **コア資本に係る基礎項目　（1）** | | |
| 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定の額 | 6,895 | 6,945 |
| うち、出資金及び資本剰余金の額 | 415 | 405 |
| うち、利益剰余金の額 | 6,492 | 6,552 |
| うち、外部流出予定額（△） | 12 | 12 |
| うち、上記以外に該当するものの額 | — | — |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 | 93 | 105 |
| うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 | 93 | 105 |
| うち、適格引当金コア資本算入額 | — | — |
| 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | | |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | — |
| 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | | |
| コア資本に係る基礎項目の額　（イ） | 6,988 | 7,050 |
| **コア資本に係る調整項目　（2）** | | |
| 無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額 | 6 | 5 |
| うち、のれんに係るものの額 | — | — |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 | 6 | 5 |
| 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額 | — | — |
| 適格引当金不足額 | — | — |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | — | — |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | — | — |
| 前払年金費用の額 | — | — |
| 自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額 | — | — |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 | — | — |
| 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 | — | — |
| 信用協同組合連合会の対象普通出資等の額 | — | — |
| 特定項目に係る十パーセント基準超過額 | — | — |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | — | — |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | — | — |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額 | — | — |
| 特定項目に係る十五パーセント基準超過額 | — | — |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | — | — |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | — | — |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額 | — | — |
| コア資本に係る調整項目の額　（ロ） | 6 | 5 |
| **自己資本** | | |
| 自己資本の額（(イ)－(ロ)）　（ハ） | 6,982 | 7,045 |
| **リスク・アセット等　（3）** | | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | 30,174 | 30,608 |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 | — | — |
| うち、他の金融機関等向けエクスポージャー | — | — |
| うち、上記以外に該当するものの額 | | |
| マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額 | | — |
| 勘定間の振替分 | | — |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額 | 2,051 | 1,745 |
| 信用リスク・アセット調整額 | — | |
| フロア調整額 | | — |
| オペレーショナル・リスク相当額調整額 | — | |
| リスク・アセット等の額の合計額　（ニ） | 32,226 | 32,354 |
| **自己資本比率** | | |
| 自己資本比率（(ハ)／(ニ)） | 21.66% | 21.77% |

（注）自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第22号）」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

# 経理・経営内容

## 主要な経営指標の推移

（単位：千円）

| 区　　分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 経常収益 | 1,254,690 | 1,201,639 | 1,152,846 | 1,190,174 | 1,231,015 |
| 経常利益 | 107,021 | 107,481 | 100,378 | 85,060 | 118,712 |
| 当期純利益 | 89,896 | 78,166 | 68,527 | 69,639 | 73,190 |
| 預金積金残高 | 118,563,999 | 110,477,981 | 110,076,746 | 106,181,633 | 103,204,162 |
| 貸出金残高 | 62,690,684 | 61,284,008 | 58,947,095 | 59,093,122 | 59,491,493 |
| 有価証券残高 | 9,321,991 | 9,476,759 | 9,437,342 | 9,497,407 | 9,936,198 |
| 総資産額 | 137,392,402 | 118,811,785 | 117,132,584 | 113,194,458 | 109,859,011 |
| 純資産額 | 6,939,615 | 6,914,129 | 6,805,917 | 6,721,202 | 6,366,293 |
| 自己資本比率（単体） | 19.99 % | 22.18 % | 21.06 % | 21.66 % | 21.77 % |
| 出資総額 | 432,199 | 429,539 | 425,068 | 415,783 | 405,242 |
| 出資総口数 | 864,399 口 | 859,079 口 | 850,137 口 | 831,566 口 | 810,484 口 |
| 出資に対する配当金 | 13,072 | 12,930 | 12,863 | 12,718 | 12,384 |
| 職員数 | 116 人 | 120 人 | 110 人 | 121 人 | 113 人 |

（注）1.残高計数は期末日現在のものです。
2.「自己資本比率（単体）」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

## 1店舗当りの預金及び貸出金残高

（単位：百万円）

| 区　　分 | 令和5年度末 | 令和6年度末 |
|---|---|---|
| 1店舗当りの預金残高 | 8,848 | 8,600 |
| 1店舗当りの貸出金残高 | 4,924 | 4,957 |

## 常勤役職員1人当りの預金及び貸出金残高

（単位：百万円）

| 区　　分 | 令和5年度末 | 令和6年度末 |
|---|---|---|
| 常勤役職員1人当りの預金残高 | 836 | 867 |
| 常勤役職員1人当りの貸出金残高 | 465 | 499 |

## 預貸率、預証率の期末値及び期中平均値

（単位：%）

| 区　　分 | | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|
| 預貸率 | （期末） | 55.65 | 57.64 |
| | （期中平均） | 49.08 | 50.34 |
| 預証率 | （期末） | 8.94 | 9.62 |
| | （期中平均） | 8.38 | 8.80 |

（注）1.預貸率＝$\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金＋譲渡性預金}}$ ×100

2.預証率＝$\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金＋譲渡性預金}}$ ×100

## 総資産利益率

（単位：%）

| 区　　分 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|
| 総資産経常利益率 | 0.06 | 0.09 |
| 総資産当期純利益率 | 0.05 | 0.05 |

（注）総資産経常（当期純）利益率＝$\frac{\text{経常（当期純）利益}}{\text{総資産（債務保証見返を除く）平均残高}}$ ×100

## 総資金利鞘等

（単位：%）

| 区　　分 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|
| 資金運用利回　（a） | 0.88 | 0.92 |
| 資金調達原価率　（b） | 0.82 | 0.82 |
| 総資金利鞘　（a－b） | 0.06 | 0.10 |

（注）1.資金運用利回＝$\frac{\text{資金運用収益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}}$ ×100

2.資金調達原価率＝$\frac{\text{資金調達費用－金銭の信託運用見合費用＋経費}}{\text{資金調達勘定計平均残高}}$ ×100

## 先物取引の時価情報

該当事項なし

（注）先物取引：取引所に上場された定型商品で、将来の一定期日における価格を現時点において売買する取引のことです。

## オフバランス取引の状況

該当事項なし

（注）オフバランス取引：本表に記載するオフバランス取引とは、先物取引・スワップ取引・オプション取引等の派生商品取引です。

# 金　銭　の　信　託

## 運用目的の金銭の信託・満期保有目的の金銭の信託・その他の金銭の信託

該当事項なし

## 有価証券の時価等情報

### 満期保有目的の債券

（単位：百万円）

| | 種類 | 令和5年度 貸借対照表計上額 | 令和5年度 時価 | 令和5年度 差額 | 令和6年度 貸借対照表計上額 | 令和6年度 時価 | 令和6年度 差額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの | 国債 | — | — | — | — | — | — |
| | 地方債 | — | — | — | — | — | — |
| | 短期社債 | — | — | — | — | — | — |
| | 社債 | 250 | 250 | 0 | — | — | — |
| | その他 | 200 | 200 | 0 | — | — | — |
| | **小計** | **450** | **451** | **1** | — | — | — |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 国債 | — | — | — | — | — | — |
| | 地方債 | — | — | — | — | — | — |
| | 短期社債 | — | — | — | — | — | — |
| | 社債 | 450 | 447 | △ 2 | 1,550 | 1,519 | △ 30 |
| | その他 | 300 | 298 | △ 1 | 600 | 592 | △ 7 |
| | **小計** | **750** | **746** | **△ 3** | **2,150** | **2,111** | **△ 38** |
| **合計** | | **1,200** | **1,197** | **△ 2** | **2,150** | **2,111** | **△ 38** |

(注) 1.「社債」には、金融債、事業債が含まれます。
2.「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

### その他有価証券

（単位：百万円）

| | 種類 | 令和5年度 貸借対照表計上額 | 令和5年度 取得原価 | 令和5年度 差額 | 令和6年度 貸借対照表計上額 | 令和6年度 取得原価 | 令和6年度 差額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 株式 | 83 | 17 | 65 | 102 | 17 | 84 |
| | 債券 | — | — | — | — | — | — |
| | 国債 | — | — | — | — | — | — |
| | 地方債 | — | — | — | — | — | — |
| | 短期社債 | — | — | — | — | — | — |
| | 社債 | — | — | — | — | — | — |
| | その他 | — | — | — | — | — | — |
| | **小計** | **83** | **17** | **65** | **102** | **17** | **84** |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株式 | — | — | — | — | — | — |
| | 債券 | 7,862 | 8,185 | △ 322 | 7,284 | 8,075 | △ 790 |
| | 国債 | 5,288 | 5,582 | △ 294 | 5,226 | 5,973 | △ 747 |
| | 地方債 | — | — | — | — | — | — |
| | 短期社債 | — | — | — | — | — | — |
| | 社債 | 2,574 | 2,602 | △ 28 | 2,058 | 2,101 | △ 43 |
| | その他 | 197 | 200 | △ 2 | 197 | 200 | △ 2 |
| | **小計** | **8,060** | **8,385** | **△ 325** | **7,482** | **8,275** | **△ 793** |
| **合計** | | **8,143** | **8,402** | **△ 259** | **7,584** | **8,292** | **△ 708** |

(注) 1.「社債」には、金融債、事業債が含まれます。
2.「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

### 売買目的有価証券

該当事項なし

### 市場価格のない株式等及び組合出資金

（単位：百万円）

| | 令和5年度 貸借対照表計上額 | 令和6年度 貸借対照表計上額 |
|---|---|---|
| 非上場株式 | 152 | 201 |
| 組合出資金（投資事業組合出資金） | 0 | 0 |
| **合計** | **153** | **201** |

(注) 1. 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
2. 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

### 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当事項なし

# 資　金　調　達

## 預金種目別平均残高

（単位：百万円、％）

| 種目 | 令和5年度 | | 令和6年度 | |
|---|---|---|---|---|
| | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 |
| 流動性預金 | 63,725 | 54.3 | 63,867 | 54.9 |
| 定期性預金 | 53,385 | 45.5 | 52,244 | 44.9 |
| 譲渡性預金 | — | — | — | — |
| その他の預金 | 174 | 0.1 | 187 | 0.1 |
| **合計** | **117,285** | **100.0** | **116,299** | **100.0** |

（注）「その他の預金」は、別段預金、納税準備預金の合計です。

## 預金者別預金残高

（単位：百万円、％）

| 区分 | 令和5年度末 | | 令和6年度末 | |
|---|---|---|---|---|
| | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 |
| 個人 | 72,595 | 68.3 | 70,093 | 67.9 |
| 法人 | 33,586 | 31.6 | 33,111 | 32.0 |
| 一般法人 | 29,126 | 27.4 | 28,792 | 27.8 |
| 金融機関 | 16 | 0.0 | 16 | 0.0 |
| 公金 | 4,442 | 4.1 | 4,302 | 4.1 |
| **合計** | **106,181** | **100.0** | **103,204** | **100.0** |

（注）「個人」には、個人事業者を含んでおります。

## 定期預金種類別残高

（単位：百万円）

| 区分 | 令和5年度末 | 令和6年度末 |
|---|---|---|
| 固定金利定期預金 | 48,798 | 47,044 |
| 変動金利定期預金 | 8 | 8 |
| その他の定期預金 | — | — |
| **合計** | **48,806** | **47,053** |

# 資　金　運　用

## 貸出金種類別平均残高

（単位：百万円、％）

| 科目 | 令和5年度 | | 令和6年度 | |
|---|---|---|---|---|
| | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 |
| 割引手形 | 446 | 0.7 | 454 | 0.7 |
| 手形貸付 | 2,600 | 4.5 | 2,842 | 4.8 |
| 証書貸付 | 53,992 | 93.7 | 54,671 | 93.3 |
| 当座貸越 | 526 | 0.9 | 588 | 1.0 |
| **合計** | **57,565** | **100.0** | **58,556** | **100.0** |

## 有価証券種類別平均残高

（単位：百万円、％）

| 区分 | 令和5年度 | | 令和6年度 | |
|---|---|---|---|---|
| | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 |
| 国債 | 5,867 | 59.6 | 5,772 | 56.3 |
| 地方債 | — | — | — | — |
| 短期社債 | — | — | — | — |
| 社債 | 3,141 | 31.9 | 3,557 | 34.7 |
| 株式 | 170 | 1.7 | 186 | 1.8 |
| 外国証券 | 651 | 6.6 | 728 | 7.1 |
| その他の証券 | 2 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| **合計** | **9,832** | **100.0** | **10,245** | **100.0** |

（注）当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

## 有価証券種類別残存期間別残高

（単位：百万円）

| 区分 | | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 | 期間の定めのないもの |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 国債 | 令和5年度末 | — | — | — | 5,288 | — |
| | 令和6年度末 | — | — | 290 | 4,936 | — |
| 地方債 | 令和5年度末 | — | — | — | — | — |
| | 令和6年度末 | — | — | — | — | — |
| 短期社債 | 令和5年度末 | — | — | — | — | — |
| | 令和6年度末 | — | — | — | — | — |
| 社債 | 令和5年度末 | 399 | 1,296 | 293 | 987 | 296 |
| | 令和6年度末 | — | 2,331 | 97 | 882 | 296 |
| 株式 | 令和5年度末 | — | — | — | — | 236 |
| | 令和6年度末 | — | — | — | — | 303 |
| その他 | 令和5年度末 | — | 697 | — | — | 0 |
| | 令和6年度末 | — | 797 | — | — | 0 |
| **合計** | **令和5年度末** | **399** | **1,994** | **293** | **6,275** | **534** |
| | **令和6年度末** | **—** | **3,128** | **388** | **5,818** | **601** |

（注）「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

## 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

（単位：百万円、％）

| 区分 | | 金額 | 構成比 | 債務保証見返額 |
|---|---|---|---|---|
| 当組合預金積金 | 令和5年度末 | 427 | 0.7 | — |
| | 令和6年度末 | 467 | 0.7 | — |
| 有価証券 | 令和5年度末 | — | — | — |
| | 令和6年度末 | — | — | — |
| 動産 | 令和5年度末 | — | — | — |
| | 令和6年度末 | — | — | — |
| 不動産 | 令和5年度末 | 3,306 | 5.5 | — |
| | 令和6年度末 | 3,816 | 6.4 | — |
| その他 | 令和5年度末 | — | — | — |
| | 令和6年度末 | — | — | — |
| **小計** | **令和5年度末** | **3,734** | **6.3** | **—** |
| | **令和6年度末** | **4,283** | **7.2** | **—** |
| 信用保証協会・信用保険 | 令和5年度末 | 30,256 | 51.2 | — |
| | 令和6年度末 | 30,379 | 51.0 | — |
| 保証 | 令和5年度末 | 11,490 | 19.4 | — |
| | 令和6年度末 | 11,087 | 18.6 | — |
| 信用 | 令和5年度末 | 13,611 | 23.0 | 5 |
| | 令和6年度末 | 13,741 | 23.0 | 5 |
| **合計** | **令和5年度末** | **59,093** | **100.0** | **5** |
| | **令和6年度末** | **59,491** | **100.0** | **5** |

# 資　金　運　用

## 貸出金金利区分別残高

（単位：百万円）

| 区　　分 | 令和5年度末 | 令和6年度末 |
|---|---|---|
| 固定金利貸出 | 42,863 | 43,417 |
| 変動金利貸出 | 16,229 | 16,074 |
| **合　　計** | **59,093** | **59,491** |

## 貸出金業種別残高・構成比

（単位：百万円、％）

| 業　種　別 | 令和5年度末 | | 令和6年度末 | |
|---|---|---|---|---|
| | 金　額 | 構成比 | 金　額 | 構成比 |
| 製造業 | 6,370 | 10.7 | 6,082 | 10.2 |
| 農業、林業 | 403 | 0.6 | 429 | 0.7 |
| 漁業 | 94 | 0.1 | 74 | 0.1 |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | 73 | 0.1 | 105 | 0.1 |
| 建設業 | 12,146 | 20.5 | 12,374 | 20.8 |
| 電気、ガス、熱供給、水道業 | 101 | 0.1 | 92 | 0.1 |
| 情報通信業 | 106 | 0.1 | 96 | 0.1 |
| 運輸業、郵便業 | 5,058 | 8.5 | 5,279 | 8.8 |
| 卸売業、小売業 | 10,154 | 17.1 | 9,988 | 16.7 |
| 金融業、保険業 | 0 | 0.0 | — | — |
| 不動産業 | 1,499 | 2.5 | 1,697 | 2.8 |
| 物品賃貸業 | 147 | 0.2 | 112 | 0.1 |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | — | — | — | — |
| 宿泊業 | 330 | 0.5 | 338 | 0.5 |
| 飲食業 | 1,125 | 1.9 | 1,149 | 1.9 |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 170 | 0.2 | 128 | 0.2 |
| 教育、学習支援業 | 42 | 0.0 | 41 | 0.0 |
| 医療、福祉 | 357 | 0.6 | 450 | 0.7 |
| その他のサービス | 4,404 | 7.4 | 4,517 | 7.5 |
| その他の産業 | 174 | 0.2 | 223 | 0.3 |
| **小　　計** | **42,762** | **72.3** | **43,183** | **72.5** |
| 国・地方公共団体 | 8,680 | 14.6 | 8,727 | 14.6 |
| 個人（住宅・消費・納税資金等） | 7,650 | 12.9 | 7,580 | 12.7 |
| **合　　計** | **59,093** | **100.0** | **59,491** | **100.0** |

（注）1.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
2.「個人」には、業種が個人のほか、資金使途が住宅資金・個人消費資金等が含まれております。

## 消費者ローン・住宅ローン残高

（単位：百万円、％）

| 区　　分 | 令和5年度末 | | 令和6年度末 | |
|---|---|---|---|---|
| | 金　額 | 構成比 | 金　額 | 構成比 |
| 消費者ローン | 835 | 12.1 | 885 | 13.1 |
| 住宅ローン | 6,058 | 87.8 | 5,867 | 86.8 |
| **合　　計** | **6,893** | **100.0** | **6,752** | **100.0** |

## 貸出金使途別残高

（単位：百万円、％）

| 区　　分 | 令和5年度末 | | 令和6年度末 | |
|---|---|---|---|---|
| | 金　額 | 構成比 | 金　額 | 構成比 |
| 運転資金 | 43,753 | 74.0 | 43,539 | 73.1 |
| 設備資金 | 15,339 | 25.9 | 15,952 | 26.8 |
| **合　　計** | **59,093** | **100.0** | **59,491** | **100.0** |

## 貸出金償却額

（単位：百万円）

| 項　　目 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|
| 貸出金償却額 | 0 | — |

## 貸倒引当金の内訳

（単位：百万円）

| 項　　目 | 令和5年度末 | | 令和6年度末 | |
|---|---|---|---|---|
| | 期末残高 | 増減額 | 期末残高 | 増減額 |
| 一般貸倒引当金 | 93 | 2 | 105 | 11 |
| 個別貸倒引当金 | 265 | △ 29 | 302 | 37 |
| **貸倒引当金合計** | **358** | **△ 27** | **407** | **49** |

（注）当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

# 経　営　内　容

## 主要な事業の内容

**A. 預金業務**

（イ）預金・定期積金

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取り扱っております。

（ロ）譲渡性預金

譲渡可能な定期預金を取り扱っております。

**B. 貸出業務**

（イ）貸　付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。

（ロ）手形の割引

商業手形及び銀行引受手形の割引を取り扱っております。

**C. 商品有価証券売買業務**

取り扱っておりません。

**D. 有価証券投資業務**

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

**E. 内国為替業務**

送金為替、当座振込及び代金取立等を取り扱っております。

**F. 外国為替業務**

取り扱っておりません。

**G. 社債受託及び登録業務**

取り扱っておりません。

**H. 金融先物取引等の受託等業務**

取り扱っておりません。

**I. 附帯業務**

（イ）債務の保証業務
（ロ）有価証券の貸付業務
（ハ）国債等の引受け及び引受国債等の募集の取扱業務
（ニ）代理業務
(a) 全国信用協同組合連合会、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社商工組合中央金庫等の代理貸付業務
(b) 独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務
(c) 日本銀行の歳入復代理店業務
（ホ）地方公共団体の公金取扱業務
（ヘ）株式払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務
（ト）保護預り及び貸金庫業務
（チ）地域活性化等業務（内閣府令で定めるものに限る）
（リ）電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務

# 経　営　内　容

## 外国為替取扱高

該当事項なし

## 内国為替取扱実績（送金・振込・代金取立）

（単位：百万円）

| 区　　分 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|
| | 取扱金額 | 取扱金額 |
| 他の金融機関向け | 62,944 | 61,101 |
| 他の金融機関から | 82,536 | 79,843 |
| **合　　計** | **145,480** | **140,944** |

## 外貨建資産残高

（単位：千ドル）

| 項　　目 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|
| 外貨建資産残高 | — | — |

## 国債窓販実績

（単位：百万円）

| 項　　目 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|
| 国　　債 | — | — |

## 協金法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

（単位：百万円、%）

| 区　　分 | | 残　高<br>(A) | 担保・保証等<br>(B) | 貸倒引当金<br>(C) | 保全率<br>(B+C)/(A) | 引当率<br>(C)/(A−B) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 令和5年度末 | 1,575 | 1,518 | 57 | 100.0 | 100.0 |
| | 令和6年度末 | 1,451 | 1,379 | 72 | 100.0 | 100.0 |
| 危険債権 | 令和5年度末 | 4,738 | 4,475 | 207 | 98.8 | 78.8 |
| | 令和6年度末 | 4,835 | 4,558 | 230 | 99.0 | 82.9 |
| 要管理債権 | 令和5年度末 | — | — | — | — | — |
| | 令和6年度末 | — | — | — | — | — |
| 三月以上延滞債権 | 令和5年度末 | — | — | — | — | — |
| | 令和6年度末 | — | — | — | — | — |
| 貸出条件緩和債権 | 令和5年度末 | — | — | — | — | — |
| | 令和6年度末 | — | — | — | — | — |
| **小　　計** | **令和5年度末** | **6,314** | **5,993** | **265** | **99.1** | **82.6** |
| | **令和6年度末** | **6,287** | **5,937** | **302** | **99.2** | **86.4** |
| 正常債権 | 令和5年度末 | 52,813 | | | | |
| | 令和6年度末 | 53,236 | | | | |
| **合　　計** | **令和5年度末** | **59,127** | | | | |
| | **令和6年度末** | **59,523** | | | | |

（注）1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（1に掲げるものを除く。）です。
3.「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4.「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金（1及び2に掲げるものを除く。）です。
5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（1、2及び4に掲げるものを除く。）です。
6.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権（1、2及び3に掲げるものを除く。）です。
7.「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8.「貸倒引当金」は、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。
10. 金額は決算後（償却後）の計数です。

# 経　営　内　容

## 法令等遵守体制（コンプライアンス体制）

当組合では、コンプライアンスを経営の最重要課題と位置づけ、金融機関としての「社会的責任」と「公共的使命」を十分認識して健全な業務運営に徹し、リスク統括室を統括部署として、各営業店・本部各課にコンプライアンス責任者を配置してコンプライアンス体制の構築を図っております。また、必要に応じて弁護士等の外部専門家による助言を受ける体制を整備しております。さらに、コンプライアンス統括部署では、事業年度毎に実践計画であるコンプライアンス・プログラムを策定し、理事会の承認を受けるとともに、各営業店及び本部各課においても各々コンプライアンス・プログラムの策定と取組状況の自己評価等による確認を行い、統括部署では実施状況を確認し指導するとともに、定期的に常務会・理事会へ取組状況を報告しております。

加えて、理事会承認のもと「法令等遵守基本方針」「法令等遵守規定」を制定するとともに、コンプライアンスの具体的手引書である「コンプライアンス・マニュアル」も弁護士のリーガル・チェックを経て策定し、必要に応じて法令等に照らし、同マニュアルの改定を実施しております。

また、一人ひとりのコンプライアンス意識を高め、質の高い業務を実践するため、統括部署による研修に留まらず、各営業店・本部各課においてもコンプライアンス責任者が内部研修を実施しております。さらに、全職員に対し「コンプライアンス自己診断」を毎年実施し、結果をフィードバックする等継続的に法令等遵守の風土醸成を図り、お客さま及び地域社会からの信頼・信用される金融機関を目指しております。

尚、代表理事の業務執行等に係わる法令遵守、監事監査の実施状況、預金融資等の業務に係わる法令遵守、内部監査の実施状況等は以下の通りとなっております。

### (1) 理事の業務執行に係わる法令遵守

理事の業務執行が適正に行われていることを確保するため、年間5回以上理事会を開催し、「理事会規程」に基づき組織に関する重要事項等について審議しております。

### (2) 監事監査の実施状況

監事の監査が実効的に行われることを確保するため、監事が常務会あるいは理事会に出席し、理事が協議した重要事項を把握するとともに、顧問弁護士や会計監査人等と連携を図っていることと、監事は常に理事及び職員に対して監査に必要な事項の報告を求めることが出来る体制をとっております。

### (3) 預金融資等の業務に係わる法令遵守

預金融資等の業務に係わる法令遵守に関して、預金融資に関する各種事務取扱要領等を策定し、遵守状況については内部監査実施により確認を行っております。

### (4) 内部監査の実施状況

業務の健全かつ適切な運営を図るため、内部監査部門を他の組織から独立させ、各部室店に対し、年度計画に基づく監査を実施しております。内部監査では、監査対象部署における内部管理態勢の適切性・有効性の確認を行い、その結果を常務会・理事会・監事に報告を行っております。

## お客さま本位の業務運営に関する基本方針

当組合では、お客さま本位の業務運営を目指し、より良い金融商品・サービスの提供を行うため、以下のとおり基本方針を定め、お客さまとの信頼関係を高めてまいります。

### (1) お客さまにとって最善の利益の追求

・お客さまへ誠実・公正に業務を行い、お客さまにとって最善の利益の追求に努めます。

・お客さまからのご相談・ご要望には誠意をもって対応し、業務運営の改善に活かしてまいります。

### (2) 利益相反の適切な管理

・お客さまの利益が不当に害されることのないよう、別に公表しております「利益相反管理方針」に基づき、適正な業務運営、管理を行ってまいります。

### (3) 手数料等の明確化

・お客さまにご負担いただく手数料その他の費用について、お客さまにご理解いただけるよう分かりやすく説明いたします。

### (4) 重要な情報のわかりやすい提供

・お客さまへの商品・サービスをご提供するにあたり、リスクなどの重要な情報をお客さまにご理解いただけるよう分かりやすく説明いたします。

### (5) お客さまにふさわしい金融商品・サービスの提供

・お客さまとの対話により、取引目的・知識・経験・資産の状況などを十分に把握し、お客さまのニーズにあった金融商品・サービスをご提案いたします。

### (6) お客さま本位の業務運営を実現するための人材育成

・お客さまの多様なニーズにお応えし、お客さまの最善の利益を図っていくため、業務知識修得の研修や教育等を継続的に実施し、コンサルティング能力を発揮できる人材の育成に努めてまいります。

# 経　営　内　容

## 金融商品に係る勧誘方針

当組合は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることといたします。

(1) 当組合は、お客さまの知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。

(2) 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明を行い、十分理解していただくよう努めます。

(3) 当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し不確実なことを断定的に申しあげたり、事実でない情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような勧誘は行いません。

(4) 当組合は、良識を持った節度ある行動により、お客さまの信頼の確保に努め、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。

(5) 当組合は、役職員に対する研修を充実し、金融商品に関する知識の充実をはかるとともに、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。

(6) 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

## マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策

当組合は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融を防止し、業務の適切性を確保するため、下記方針のもと、マネロン等リスク対策担当役員を任命し、組合内横断的なリスク管理の強化に取り組んでまいります。

≪マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針≫

(1) 当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置（リスクベース・アプローチ）を講じてまいります。

(2) 当組合は、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築してまいります。

(3) 当組合は、マネロン・テロ資金供与および拡散金融対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針・手続・計画等を整備してまいります。

なお、金融当局ならびに宮城県警察の指導により、当組合では、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融のリスクが高いと判断される一部の取引およびお客さまにつきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施やお客様情報の提供をお願いさせて頂くとともに、そのご回答の内容、状況に応じまして、当該お取引に制限をさせていただくことがございます。

## 反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

### (1) 組織としての対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。

### (2) 外部専門機関との連携

当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力団追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

### (3) 取引の未然防止を含めた一切の関係遮断

当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。

### (4) 有事における民事と刑事の法的対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

### (5) 資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止

当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

# 経　営　内　容

## 顧客保護等管理態勢

当組合は、「顧客保護」を重点課題とし、理事会承認のもと「顧客保護等管理方針」「顧客保護等管理規定」を制定し、お客さまの正当な利益の確保及びその利便性の向上を図りながら、お客さまからの信頼を確保するため法令等を遵守して、以下の態勢について誠実かつ公正に事業を遂行しております。

お客さまへの説明を要するすべての商品等について、お客さまへの正確かつ適切な商品説明と情報提供を行うとともに、お客さまからの相談・苦情等については、相談・苦情窓口を設置し、迅速かつ誠実に対応し、お客さまの正当な利益を確保して、ご理解を得られるように努めております。

また、金融ADR制度に対応して、当組合内窓口のほか「しんくみ相談所」あるいは「仙台弁護士会紛争解決支援センター」「東京弁護士会紛争解決センター」「第一東京弁護士会仲裁センター」「第二東京弁護士会仲裁センター」へお客さまから直接お申し出いただくことも可能です。

さらにお客さまの情報については、適法かつ適切な利用目的・手段で取得するとともに、不正なアクセスや流出等の防止のため適切かつ充分な安全保護管理を致しております。加えて、当組合がその業務を外部委託する場合にも、お客さまの情報管理について外部委託先のチェックを行っております。

## 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

### (1)苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または総務部にお申し出ください。

【石巻商工信用組合　総務部】　電話番号　0225−95−3333

受 付 日・時　間：月曜日〜金曜日(祝日および組合の休業日を除く)　9時〜17時

なお、苦情等対応手続きについては、店頭あるいは当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス　https://www.ishinomakisyokou.shinkumi.jp

### (2)紛争解決措置

仙台弁護士会　紛争解決支援センター　(電話:022−223−1005)　　第一東京弁護士会　仲裁センター　(電話:03−3595−8588)

東京弁護士会　紛争解決センター　(電話:03−3581−0031)　　第二東京弁護士会　仲裁センター　(電話:03−3581−2249)

上記で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合総務部または、しんくみ相談所にお申し出ください。

【一般社団法人　全国信用組合中央協会　しんくみ相談所】　電話番号　03−3567−2456

受 付 日・時　間:月曜日〜金曜日(祝日および協会の休業日を除く)　9時〜17時

また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記東京・第一東京・第二東京弁護士会の各仲裁センターは、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。

①移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

②現地調停:東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。
具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

## サイバーセキュリティに関する取組み方針

当組合は、サイバー攻撃が高度化・複雑化していることを踏まえ、サイバーセキュリティリスクへの取組みが極めて重要な課題であると認識し、サイバー攻撃に対する管理態勢の強化に努めます。

(1)経営陣は、自らリーダーシップを発揮し、サイバーセキュリティ対策を推進します。

(2)サイバーセキュリティリスクは、当組合の組織全体で取組むべきリスクとして、態勢強化に努めます。

(3)外部委託先を含めたサイバーセキュリティ対策の整備に努めます。

(4)情報共有機関等とのサイバーセキュリティにかかる情報共有・連携を通じて、セキュリティ対策の強化に努めます。

(5)サイバーセキュリティにかかる各種教育の実施、合同演習への参加等を通じ、人材育成と態勢の強化に努めます。

# 経　営　内　容

## 「経営者保証に関するガイドライン」への取組み方針

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨をふまえ、本ガイドラインを遵守・尊重してまいります。

事業性融資における経営者保証については一律的・機械的に取得することなく、お客さまの状況に応じて、保証契約の必要性を十分に検討するとともに、経営者保証を頂く場合には、その理由や範囲等について真摯にかつ丁寧にご説明し、お客さまにご理解・ご納得をいただけますよう努めてまいります。

(1) お客さまと保証契約を締結する際、主に以下の点について確認を行い、その上で保証金額や代替的融資手法の活用を含め総合的な検討を行います。

・法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
・法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。
・法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
・法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
・経営者等から十分な物的担保の提供がある。

審査の結果、保証をご提供いただく場合、「どの部分が十分でないために保証契約が必要となるのか」「どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか」等につきましてご説明させていただきます。また、将来的な保証契約の見直しに向けた経営改善のお手伝いをさせていただきます。

(2) 万一、保証履行を請求せざるを得ない状況の場合にも、一律に保証金額の全額に対して請求を行うものではなく、保証履行時のお客さまの資産状況等を勘案したうえで履行の範囲を決定します。

(3) お客さまから保証契約の変更・解除のお申出があった場合は、主に上記(1)について検討し、改めて保証の必要性や適切な保証金額について真摯かつ柔軟に対応します。

## 報酬体系について

### ●対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の算定等に関して規定で定めております。

(2) 令和6年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

| 区　　分 | 支払総額 |
|---|---|
| 対象役員に対する報酬等 | 51 |

(注) 1. 対象役員に該当する理事は5名、監事は1名です。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」46百万円、「退職慰労金」4百万円となっております。
なお、「退職慰労金」は、当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の額です。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

### ●対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和6年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任、退職した者も含めております。
2. 「同等額」は、令和6年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規定」及び「職員退職金給与規定」に基づき支払っております。
また、当組合は、非営利・相互扶助の協同組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

## リスク管理体制

— 定　性　的　事　項 —

・自己資本調達手段の概要
・自己資本の充実度に関する評価方法の概要
・信用リスクに関する事項
・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要…該当事項なし
・証券化エクスポージャーに関する事項…該当事項なし
・オペレーショナル・リスクに関する事項
・出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項
・金利リスクに関する事項

### ●自己資本調達手段の概要

| | |
|---|---|
| **発行主体** | 石巻商工信用組合 |
| **資本調達手段の種類** | 普通出資 |
| **コア資本に係る基礎項目の額に算入された額** | 405百万円 |

(注) 1. 当組合の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。
2. 非累積的永久優先出資、期限付劣後ローンはございません。

### ●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合はこれまで内部留保の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。
なお、令和7年3月期の自己資本比率は、当期純利益73百万円の確保等により、国内基準である4%をはるかに上回る21.77%となっております。

### ●信用リスクに関する事項

| | |
|---|---|
| **リスクの説明** | 信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。 |
| **管理方針・体制** | 当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、安全性・公共性・流動性・成長性・収益性の5原則に則した、厳格な審査基準に基づく審査を行うとともに、融資実行後も定期的に信用状況の再評価を行うなど、日常管理の徹底にも留意しております。 |
| **評価・計測** | 当組合では、「リスク管理債権」を、自主分類コードにより電算にて毎月管理しております。また「自己査定基準」及び「償却・引当の計上基準」に基づいた適切な資産の自己査定を行い、貸出金等の資産内容の健全性を厳しくチェックし、回収ができないと見込まれる金額については全額引当処理し、資産内容の健全性に努めております。 |

**■貸倒引当金の計算基準**

貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当の計上基準」に基づき、一般貸倒引当金の対象たる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金の対象たる破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権については、個別債権ごとに予想損失額を算出し、貸倒引当金として計上しております。なお、具体的には、破綻懸念先の貸倒引当金は、個別債権ごとの未保全額から合理的と認められる一定期間における回収可能額を控除した額を予想損失額として算出し、実質破綻先・破綻先は担保・保証を除いた未保全額の全額を算出しております。

**■リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称**

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の仕分けは行っておりません。

株式会社　格付投資情報センター
株式会社　日本格付研究所
ムーディーズ・ジャパン株式会社
S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社

**■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要**

信用リスク削減手法とは、当組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、保証、預金担保、不動産などが該当します。当組合では、融資取上げに際し、資金使途・返済財源・財務内容・事業環境・経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、保証や担保による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。

したがって、保証又は担保に必要以上に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、保証又は担保が必要な場合には、お客さまへの充分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱に努めております。

当組合が扱う担保の保証には、人的保証・信用保証協会保証・政府関係機関保証・民間保証等があり、他に自組合預金・積金、不動産等がありますが、その手続きについては、当組合が定める各種規定及び「不動産担保評価要領」等の各種要領により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスクの削減方策の一つとして、当組合が定める各種規定・要領や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当します。

**■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要**

該当事項なし

## ●証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項なし

## ●オペレーショナル・リスクに関する事項

| | |
|---|---|
| リスクの説明 | オペレーショナル・リスクについては、主なものとして事務リスク、システムリスクが挙げられ、また、その他リスクとして法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク等があります。事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことによるリスクをいい、システムリスクとは、コンピュータの不正使用、システムのダウンまたは誤作動等システムの不備、さらにデータ改ざん、情報漏洩等のリスクをいいます。また、その他リスクとしての法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク等についても、各リスクの発生を原因として、当組合が損害を被るリスクをいいます。 |
| 管理方針・体制 | 当組合では、事務リスクについて、検査部門による全店への総合検査を年1回実施するほか部分検査を実施するとともに、各営業店・本部関連課においても毎月、店・課内検査の実施を義務付け、事故の未然防止に努めております。また、事務部は、事務規定・各種マニュアルに基づき適切な事務指導を実施するとともに、事務部及び関連部により事務処理の厳正化と事務ミスや不正を未然防止するための内部管理態勢の充実・強化を図っております。<br>システムリスクについては、「システムリスク管理マニュアル」に基づき、運用面や管理体制を対象としてシステムチェックを実施し、システムの安全性・信頼性の確保に努めております。また、万一災害や障害発生によりコンピュータシステムが正常に機能しなくなった場合、お客さまに対するサービスに出来る限り支障が出ないよう業務を継続するためマニュアルの整備と障害を想定した訓練を行っております。<br>その他リスクの管理体制についても、各リスク担当部署により必要なチェック及び対策を講じるなど、各リスクごとの管理強化に努めております。 |
| 評価・計測 | 当組合では、「オペレーショナル・リスク規制を踏まえた内部損失データの収集手続等に係る規定」に基づき、内部損失データの収集・保有・分析を行い、損失事象に基づくリスク管理を行っております。 |

**■オペレーショナル・リスク相当額の算出**

当組合は、「標準的計測手法」を採用し、内部損失乗数(ILM)を「1」として、以下の算式によりオペレーショナル・リスク相当額の算出を行っております。

オペレーショナルリスク相当額＝事業規模要素(BIC)×内部損失乗数(ILM)
事業規模要素(BIC)＝事業規模指数(BI)×BIの額に応じて定める掛け目
事業規模指数(BI)＝金利要素(ILDC)＋役務要素(SC)＋金融商品要素(FC)

## ●出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

| | |
|---|---|
| リスクの説明 | 株式・出資等については、金利・株価等の市場環境の変化や、株式保有先企業・出資先企業の業績悪化・破綻等により、当組合が保有する資産の価値が低下し損失を被るリスクがあります。 |
| 管理方針・体制 | 当組合では、余裕資金の運用と管理についての基準を定めた「余資運用規定」を基本規定とするとともに、株式等の有価証券の運用・管理については「有価証券運用リスク管理規定」「有価証券の保有目的区分規定」「有価証券減損処理規定」「有価証券ロスカット規定」の各規定に基づき、内部管理体制を整備し、適正に運用・管理しております。<br>なお、当該取引にかかる会計処理については、当組合が定めた各規定、および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い、適正に処理しております。 |
| 評価・計測 | 株式については、毎月末の市場価格を基に時価・評価損益を算出し常務会に報告するとともに、半期ごとに時価評価のほか業種別や格付別等の分析結果を常務会・理事会に報告しております。また、出資先の業況把握については、出資先のディスクロージャー誌や決算書等により経営業況の確認を行っております。 |

## ●金利リスクに関する事項

### ■金利リスクの管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産・負債価値の変動や、将来の収益性の影響を指します。

当組合においては、金利リスクについて定期的な評価・計測を行い、常務会へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスクコントロールに努めております。さらに、銀行勘定の金利リスク（以下、「IRRBB」とする。）について経済的価値の変動額である⊿EVE及び金利収益の変動額である⊿NIIを計測しております。

なお、当組合は、四半期末を基準日として、金利リスクを計測しております。

### ■金利リスクの算定方法の概要

開示告示に基づく定量的開示の対象となる⊿EVE及び⊿NIIに関する事項

(a) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.155年です。

(b) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は2.500年です。

(c) 流動性預金への満期の割り当て方法（コア預金モデル等）及びその前提

流動性預金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

(d) 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提は考慮しておりません。

(e) スプレッドに関する前提

スプレッド及びその変動は考慮しておりません。

(f) 内部モデルの使用等、⊿EVEと⊿NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

(g) 計測値の解釈や重要性に関する説明

自己資本比率や有価証券の含み損益等、他の指標等を鑑みて、健全性については問題ないものと判断しております。

（単位：百万円）

IRRBB：金利リスク

| 項番 | | ⊿EVE | | ⊿NII | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 令和5年度末 | 令和6年度末 | 令和5年度末 | 令和6年度末 |
| 1 | 上方パラレルシフト | 1,677 | 1,528 | 197 | 212 |
| 2 | 下方パラレルシフト | 0 | 0 | 188 | 141 |
| 3 | スティープ化 | | | | |
| 4 | フラット化 | | | | |
| 5 | 短期金利上昇 | | | | |
| 6 | 短期金利低下 | | | | |
| 7 | 最大値 | 1,677 | 1,528 | 197 | 212 |
| | | 令和5年度末 | | 令和6年度末 | |
| 8 | 自己資本の額 | 6,982 | | 7,045 | |

## リスク管理体制

— 定 量 的 事 項 —

- 自己資本の構成に関する開示事項…P.10をご参照ください
- 自己資本の充実度に関する事項
- 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)
- 信用リスク削減手法に関する事項
- 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項…該当事項なし
- 証券化エクスポージャーに関する事項…該当事項なし
- 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項
- リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項…該当事項なし
- 金利リスクに関する事項…P.22をご参照ください

### ●自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

| | 令和5年度 | | 令和6年度 | |
|---|---|---|---|---|
| | リスク・アセット等 | 所要自己資本額 | リスク・アセット等 | 所要自己資本額 |
| イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計 | 30,174 | 1,206 | 30,608 | 1,224 |
| ①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー | 30,174 | 1,206 | 30,608 | 1,224 |
| (i) ソブリン向け | — | — | — | — |
| (ii) 金融機関向け | 8,266 | 330 | 7,559 | 302 |
| 第一種金融商品取引業者及び保険会社向け | | | 7,559 | 302 |
| (iii) カバード・ボンド向け | | | — | — |
| (iv) 法人等向け | 6,740 | 269 | 6,707 | 268 |
| (v) 中小企業等・個人向け | 8,076 | 323 | | |
| (vi) 中堅中小企業等・個人向け | | | 5,448 | 217 |
| トランザクター向け | | | 109 | 4 |
| (vii) 抵当権付住宅ローン | 460 | 18 | | |
| (viii) 不動産取得等事業向け | 1,116 | 44 | | |
| (ix) 不動産関連向け | | | 3,547 | 141 |
| 自己居住用不動産等向け | | | 2,772 | 110 |
| 賃貸用不動産向け | | | 103 | 4 |
| 事業用不動産関連向け | | | 671 | 26 |
| その他不動産関連向け | | | — | — |
| ADC 向け | | | — | — |
| (x) 劣後債権及びその他資本性証券等 | | | 501 | 20 |
| (xi) 信用保証協会等付 | 569 | 22 | 667 | 26 |
| (xii) 三月以上延滞等 | 38 | 1 | | |
| (xiii) 延滞等向け | | | 1,180 | 47 |
| (xiv) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞 | | | 96 | 3 |
| (xv) 出資等 | 170 | 6 | | |
| 出資等のエクスポージャー | 170 | 6 | | |
| 重要な出資のエクスポージャー | — | — | | |
| (xvi) 株式等 | | | 219 | 8 |
| (xvii) 重要な出資のエクスポージャー | | | — | — |
| (xviii) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー | 2,010 | 80 | 2,008 | 80 |
| (xix) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー | 660 | 26 | 660 | 26 |
| (xx) その他 | 2,063 | 82 | 2,013 | 80 |
| ②証券化エクスポージャー | — | — | — | — |
| ③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー | — | — | — | — |
| ルック・スルー方式 | — | — | — | — |
| マンデート方式 | — | — | — | — |
| 蓋然性方式(250%) | — | — | — | — |
| 蓋然性方式(400%) | — | — | — | — |
| フォールバック方式(1,250%) | — | — | — | — |
| ④未決済取引 | | | — | — |
| ⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 | — | — | — | — |
| ⑥ CVA リスク相当額をハパーセントで除して得た額(簡便法) | — | — | — | — |
| ⑦中央清算機関関連エクスポージャー | — | — | — | — |
| ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額 | 2,051 | 82 | 1,745 | 69 |
| BI | | | 1,163 | |
| BIC | | | 139 | |
| ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ) | 32,226 | 1,289 | 32,354 | 1,294 |

(注) 1.所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
2.「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3.「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。
4.「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5.「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
6.「その他」とは、(i)～(xix)に区分されないエクスポージャーです。具体的には、「地域経済活性化支援機構等付」及び資産のうち「有形固定資産」等のエクスポージャーが含まれます。
7.当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
8.オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています(令和5年度計数)。
9.当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和6年度計数)。
10.単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

令和5年度〈オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法〉
$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)}\times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

## 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

### ●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

| エクスポージャー区分 / 地域区分 業種区分 期間区分 | 信用リスクエクスポージャー期末残高 | | | | | | | | 三月以上延滞エクスポージャー | | 延滞エクスポージャー | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引 | | 債券 | | デリバティブ取引 | | | | | |
| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 国内 | 113,032 | 111,147 | 59,129 | 60,620 | 8,895 | 9,636 | — | — | 33 | 1,217 | | |
| 国外 | 702 | 802 | — | — | 702 | 802 | — | — | — | — | | |
| **地域別合計** | **113,734** | **111,949** | **59,129** | **60,620** | **9,597** | **10,439** | — | — | **33** | **1,217** | | |
| 製造業 | 7,004 | 6,831 | 6,394 | 6,122 | 603 | 701 | — | — | 1 | 225 | | |
| 農業、林業 | 417 | 466 | 417 | 466 | — | — | — | — | 1 | 130 | | |
| 漁業 | 155 | 133 | 155 | 133 | — | — | — | — | — | — | | |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | 73 | 105 | 73 | 105 | — | — | — | — | — | — | | |
| 建設業 | 12,505 | 12,969 | 12,403 | 12,867 | 100 | 100 | — | — | 17 | 301 | | |
| 電気、ガス、熱供給、水道業 | 201 | 192 | 101 | 92 | 100 | 100 | — | — | — | — | | |
| 情報通信業 | 107 | 201 | 106 | 100 | — | 100 | — | — | — | 2 | | |
| 運輸業、郵便業 | 5,262 | 5,408 | 5,062 | 5,308 | 200 | 100 | — | — | — | 69 | | |
| 卸売業、小売業 | 10,576 | 10,657 | 10,272 | 10,353 | 300 | 300 | — | — | 2 | 103 | | |
| 金融業、保険業 | 43,454 | 39,811 | 1 | 0 | 2,506 | 2,656 | — | — | — | — | | |
| 不動産業 | 1,863 | 2,070 | 1,763 | 1,970 | 100 | 100 | — | — | — | 75 | | |
| 物品賃貸業 | 247 | 413 | 147 | 112 | 100 | 300 | — | — | — | — | | |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | | |
| 宿泊業 | 330 | 338 | 330 | 338 | — | — | — | — | — | 33 | | |
| 飲食業 | 1,212 | 1,234 | 1,212 | 1,234 | — | — | — | — | 5 | 30 | | |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 170 | 128 | 170 | 128 | — | — | — | — | — | — | | |
| 教育、学習支援業 | 43 | 41 | 43 | 41 | — | — | — | — | — | 13 | | |
| 医療、福祉 | 358 | 458 | 358 | 458 | — | — | — | — | — | — | | |
| その他のサービス | 4,736 | 4,896 | 4,735 | 4,894 | — | — | — | — | 5 | 23 | | |
| その他の産業 | 180 | 229 | 180 | 229 | — | — | — | — | — | 1 | | |
| 国・地方公共団体等 | 14,272 | 14,707 | 8,681 | 8,727 | 5,587 | 5,979 | — | — | — | — | | |
| 個人 | 6,513 | 6,930 | 6,513 | 6,930 | — | — | — | — | 0 | 207 | | |
| その他 | 4,043 | 3,721 | 1 | 1 | — | — | — | — | — | — | | |
| **業種別合計** | **113,734** | **111,949** | **59,129** | **60,620** | **9,597** | **10,439** | — | — | **33** | **1,217** | | |
| 1年以下 | 43,580 | 40,526 | 5,247 | 7,956 | 400 | — | — | — | | | | |
| 1年超3年以下 | 5,683 | 6,570 | 5,284 | 4,268 | 399 | 1,001 | — | — | | | | |
| 3年超5年以下 | 9,634 | 10,301 | 8,024 | 8,141 | 1,603 | 2,154 | — | — | | | | |
| 5年超7年以下 | 13,915 | 12,914 | 13,715 | 12,814 | 200 | 100 | — | — | | | | |
| 7年超10年以下 | 17,676 | 17,842 | 17,576 | 17,545 | 100 | 296 | — | — | | | | |
| 10年超 | 15,702 | 15,810 | 9,110 | 9,224 | 6,591 | 6,585 | — | — | | | | |
| 期間の定めのないもの | 7,542 | 7,983 | 170 | 668 | 302 | 302 | — | — | | | | |
| **残存期間別合計** | **113,734** | **111,949** | **59,129** | **60,620** | **9,597** | **10,439** | — | — | | | | |

(注)1.「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2.「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
3.「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4.上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
具体的には現金、有形・無形固定資産、繰延税金資産等が含まれております。
5.上記の残存期間別の「期間の定めのないもの」には、現金、流動性預け金、株式、総合口座貸越、有形・無形固定資産、繰延税金資産等が含まれております。
6.CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
7.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

### ●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

P.14をご参照ください。

## ●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

（単位：百万円）

| 業種別 | 個別貸倒引当金 | | | | | | 貸出金償却 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 期首残高 | | 当期増減額 | | 期末残高 | | | |
| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 製造業 | 88 | 95 | 6 | 51 | 95 | 146 | — | — |
| 農業、林業 | 2 | 30 | 28 | △ 2 | 30 | 27 | — | — |
| 漁業 | 1 | — | △ 1 | — | — | — | 0 | — |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 建設業 | 95 | 86 | △ 9 | △ 20 | 86 | 65 | — | — |
| 電気、ガス、熱供給、水道業 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 情報通信業 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 運輸業、郵便業 | 30 | 10 | △ 20 | — | 10 | 10 | — | — |
| 卸売業、小売業 | 28 | 13 | △ 15 | △ 6 | 13 | 7 | — | — |
| 金融業、保険業 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 不動産業 | 2 | 1 | △ 0 | 7 | 1 | 9 | — | — |
| 物品賃貸業 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 学術研究、専門･技術サービス業 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 宿泊業 | 6 | 2 | △ 4 | △ 2 | 2 | — | — | — |
| 飲食業 | 7 | 2 | △ 5 | 1 | 2 | 3 | — | — |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 教育、学習支援業 | 14 | 9 | △ 5 | △ 1 | 9 | 8 | — | — |
| 医療、福祉 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| その他のサービス | 2 | 4 | 1 | △ 0 | 4 | 4 | — | — |
| その他の産業 | 2 | 2 | △ 0 | △ 0 | 2 | 1 | — | — |
| 国・地方公共団体等 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 個人 | 11 | 8 | △ 3 | 11 | 8 | 19 | — | — |
| **合計** | **295** | **265** | **△ 29** | **37** | **265** | **302** | **0** | **—** |

（注）1.当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## ●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額

（単位：百万円）

| 告示で定めるリスク・ウェイト区分（%） | エクスポージャーの額 |
|---|---|
| | 令和5年度 |
| 0% | 40,450 |
| 10% | 7,383 |
| 20% | 42,044 |
| 35% | 1,141 |
| 50% | 1,207 |
| 75% | 10,748 |
| 100% | 9,868 |
| 150% | 24 |
| 250% | 864 |
| 1,250% | — |
| **合計** | **113,734** |

（注）1.エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
なお、当組合預金担保充当分のエクスポージャーについては、リスク・ウェイト区分0%に計上しております。
2.コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
3.令和6年度は、バーゼルⅢ最終化に伴うリスク・ウェイト区分の変更のため、P.28に掲載しております。

## 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項なし

## リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当事項なし

## ●標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

（単位：百万円）

| 相手方当事者の区分 | 資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後） | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 令和6年度 | | | | | | |
| | 0% | 20% | 50% | 100% | 150% | その他 | 合計 |
| 我が国の中央政府及び中央銀行向け | 5,979 | — | — | — | — | — | 5,979 |
| 外国の中央政府及び中央銀行向け | — | — | — | — | — | — | — |
| 国際決済銀行等向け | — | — | — | — | — | — | — |

| | 0% | 10% | 20% | 50% | 100% | 150% | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 我が国の地方公共団体向け | 8,727 | — | — | — | — | — | — | 8,727 |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向け | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 地方公共団体金融機構向け | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 我が国の政府関係機関向け | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 地方三公社向け | — | — | — | — | — | — | — | — |

| | 0% | 20% | 30% | 50% | 100% | 150% | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 国際開発銀行向け | — | — | — | — | — | — | — | — |

| | 20% | 30% | 40% | 50% | 75% | 100% | 150% | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け | 36,741 | 702 | — | — | — | — | — | — | 37,443 |
| 第一種金融商品取引業者及び保険会社向け | 36,741 | 702 | — | — | — | — | — | — | 37,443 |

| | 10% | 15% | 20% | 25% | 35% | 50% | 100% | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| カバード・ボンド向け | — | — | — | — | — | — | — | — | — |

| | 20% | 50% | 75% | 80% | 85% | 100% | 130% | 150% | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 法人等向け（特定貸付債権向けを含む） | 1,001 | 801 | — | — | 6,265 | 780 | — | — | — | 8,848 |
| 特定貸付債権向け | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |

| | 100% | 150% | 250% | 400% | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 劣後債権及びその他資本性証券等 | — | 501 | — | — | — | 501 |
| 株式等 | 0 | — | 219 | — | — | 219 |

| | 10% | 45% | 75% | 100% | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 中堅中小企業等向け及び個人向け | 23 | 242 | 6,938 | 133 | — | 7,336 |
| トランザクター向け | — | 242 | — | — | — | 242 |

| | 10% | 30% | 35% | 45% | 70% | 75% | 90% | 105% | 110% | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 不動産関連向け | 1,360 | 35 | 1,099 | 127 | 149 | 3,030 | 78 | 16 | 447 | — | 6,346 |
| 自己居住用不動産等向け | 1,323 | — | 1,053 | — | — | 3,028 | — | — | — | — | 5,405 |
| 賃貸用不動産向け | — | 35 | 45 | 127 | — | 2 | — | 16 | — | — | 228 |
| 事業用不動産関連向け | 37 | — | — | — | 149 | — | 78 | — | 447 | — | 713 |
| その他不動産関連向け | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| ADC向け | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |

| | 10% | 50% | 100% | 150% | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。） | — | 40 | 80 | 719 | — | 841 |
| 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞 | 49 | — | 91 | — | — | 140 |

| | 0% | 10% | 20% | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 現金 | 2,085 | — | — | — | 2,085 |
| 取立未済手形 | — | — | 6 | — | 6 |
| 信用保証協会等による保証付 | 22,101 | 6,674 | — | — | 28,775 |
| 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 | — | 23 | — | — | 23 |

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

## ●標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

（単位：百万円）

| 項　　目 | CCF・信用リスク削減効果適用前 | | CCF・信用リスク削減効果適用後 | | | リスク・ウェイトの加重平均値（%） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | オン・バランス資産項目 | オフ・バランス資産項目 | オン・バランス資産項目 | オフ・バランス資産項目 | 信用リスク・アセットの額 | |
| | 令和6年度 | | | | | |
| 現金 | 2,085 | — | 2,085 | — | — | 0 |
| 我が国の中央政府及び中央銀行向け | 5,979 | — | 5,979 | — | — | 0 |
| 外国の中央政府及び中央銀行向け | — | — | — | — | — | — |
| 国際決済銀行等向け | — | — | — | — | — | — |
| 我が国の地方公共団体向け | 8,727 | — | 8,727 | — | — | 0 |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向け | — | — | — | — | — | — |
| 国際開発銀行向け | — | — | — | — | — | — |
| 地方公共団体金融機構向け | — | — | — | — | — | — |
| 我が国の政府関係機関向け | — | — | — | — | — | — |
| 地方三公社向け | — | — | — | — | — | — |
| 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け | 37,443 | 0 | 37,443 | 0 | 7,559 | 20 |
| 　第一種金融商品取引業者及び保険会社向け | 37,443 | 0 | 37,443 | 0 | 7,559 | 20 |
| カバード・ボンド向け | — | — | — | — | — | — |
| 法人等向け（特定貸付債権向けを含む） | 8,832 | 493 | 8,669 | 179 | 6,707 | 76 |
| 　特定貸付債権向け | — | — | — | — | — | — |
| 中堅中小企業等向け及び個人向け | 7,268 | 6,667 | 6,918 | 418 | 5,448 | 74 |
| 　トランザクター向け | — | 1,876 | — | 242 | 109 | 45 |
| 不動産関連向け | 6,355 | — | 6,346 | — | 3,547 | 56 |
| 　自己居住用不動産等向け | 5,405 | — | 5,405 | — | 2,772 | 51 |
| 　賃貸用不動産向け | 228 | — | 228 | — | 103 | 45 |
| 　事業用不動産関連向け | 722 | — | 713 | — | 671 | 94 |
| 　その他不動産関連向け | — | — | — | — | — | — |
| 　ADC向け | — | — | — | — | — | — |
| 劣後債権及びその他資本性証券等 | 501 | — | 501 | — | 501 | 100 |
| 延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。） | 893 | — | 841 | — | 1,180 | 140 |
| 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞 | 140 | — | 140 | — | 96 | 68 |
| 取立未済手形 | 6 | — | 6 | — | 1 | 20 |
| 信用保証協会等による保証付 | 28,776 | — | 28,775 | — | 667 | 2 |
| 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 | 23 | — | 23 | — | 2 | 10 |
| 株式等 | 219 | — | 219 | — | 219 | 100 |
| **合　　計** | **107,254** | **7,161** | **106,680** | **598** | **25,930** | |

（注）1.最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。
2.「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目（%）のことです。
3.「リスク・ウェイトの加重平均値（%）」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

### ●資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：百万円）

| 令和6年度 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 告示で定めるリスク・ウェイト区分（%） | CCF・信用リスク削減効果適用前 | | CCFの加重平均値（%） | 資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後） |
| | オン・バランス資産項目 | オフ・バランス資産項目 | | |
| 40%未満 | 86,614 | — | — | 86,613 |
| 40%～70% | 1,119 | 1,879 | 16.304 | 1,363 |
| 75% | 10,133 | 4,629 | 12.590 | 9,968 |
| 80% | — | — | — | — |
| 85% | 6,289 | 391 | 40.000 | 6,265 |
| 90%～100% | 1,132 | 262 | 21.396 | 1,163 |
| 105%～130% | 473 | — | — | 464 |
| 150% | 1,273 | — | — | 1,220 |
| 250% | 219 | — | — | 219 |
| 400% | — | — | — | — |
| 1,250% | — | — | — | — |
| その他 | — | — | — | — |
| **合　計** | **107,254** | **7,161** | **15.384** | **107,279** |

（注）1.最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。
2.「CCFの加重平均値（%）」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

## 信用リスク削減手法に関する事項

### ●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

（単位：百万円）

| 信用リスク削減手法 / ポートフォリオ | 適格金融資産担保 | | 保証 | | クレジット・デリバティブ | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー | 573 | 1,077 | 1,627 | 1,462 | — | — |
| ① ソブリン向け | — | — | — | — | — | — |
| ② 金融機関向け | — | — | — | — | — | — |
| 第一種金融商品取引業者及び保険会社向け | | — | | — | | — |
| ③ カバード・ボンド | | — | | — | | — |
| ④ 法人等向け | 113 | 180 | — | — | — | — |
| ⑤ 中小企業等・個人向け | 433 | 835 | 915 | 23 | — | — |
| ⑥ 中堅中小企業・個人向け | | — | | — | | — |
| ⑦ 抵当権付住宅ローン | — | | 612 | | — | |
| ⑧ 不動産取得等事業向け | 14 | | 40 | | — | |
| ⑨ 不動産関連向け | | 8 | | 1,360 | | — |
| 自己居住用不動産等向け | | — | | 1,323 | | — |
| 賃貸用不動産向け | | — | | — | | — |
| 事業用不動産関連向け | | 8 | | 37 | | — |
| その他不動産関連向け | | — | | — | | — |
| ADC 向け | | — | | — | | — |
| ⑩ 劣後債権及びその他資本性証券等 | | — | | — | | — |
| ⑪ 信用保証協会等付 | 6 | 1 | — | — | — | — |
| ⑫ 三月以上延滞等 | — | | 2 | | — | |
| ⑬ 延滞等向け | | 52 | | — | | — |
| ⑭ 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞 | | — | | 53 | | — |
| ⑮ 出資等 | — | | — | | — | |
| 出資等のエクスポージャー | — | | — | | — | |
| 重要な出資のエクスポージャー | — | | — | | — | |
| ⑯ 株式等 | | — | | — | | — |
| ⑰ その他 | 5 | — | 56 | 24 | — | — |

（注）1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
2. 上記「保証」には、告示（平成18年金融庁告示第22号）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第46条（株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー）を含みません。
3.「⑰その他」とは、①～⑯に区分されないエクスポージャーです。

# 経 営 内 容

## 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

### ●貸借対照表計上額および時価等

（単位：百万円）

| 区分 | | 出資等エクスポージャー | うち、その他有価証券で市場価格のあるもの | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 取得原価 | 貸借対照表計上額 | 評価差額 | うち益 | うち損 |
| 上場株式 | 令和５年度 | 17 | 17 | 83 | 65 | 65 | — |
| | 令和６年度 | 17 | 17 | 102 | 84 | 84 | — |
| 非上場株式等 | 令和５年度 | 814 | — | — | — | — | — |
| | 令和６年度 | 862 | — | — | — | — | — |
| **合計** | **令和５年度** | **831** | **17** | **83** | **65** | **65** | **—** |
| | **令和６年度** | **879** | **17** | **102** | **84** | **84** | **—** |

（注）1.「売買目的有価証券」は該当ございません。
2.「非上場株式等」には、全国信用協同組合連合会への出資金、組合出資金等、及び投資信託等の複数の資産を裏付けとするエクスポージャー（いわゆるファンド）のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーを記載しております。

### ●出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

（単位：百万円）

| | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|
| 売却益 | — | — |
| 売却損 | — | — |
| 償却 | — | — |

（注）損益計算書における損益の額を記載しております。

### ●貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

| | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|
| 評価損益 | 65 | 84 |

（注）「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

### ●貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社及び関連会社の評価損益）

該当事項なし

## 証券化エクスポージャーに関する事項

### ●オリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

該当事項なし

### ●投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

該当事項なし

# その他業務

## 代理貸付残高の内訳

（単位：百万円）

| 区分 | 令和5年度末 | 令和6年度末 |
|---|---|---|
| 全国信用協同組合連合会 | — | — |
| 株式会社商工組合中央金庫 | — | — |
| 株式会社日本政策金融公庫 | — | — |
| 独立行政法人 住宅金融支援機構 | 4,229 | 3,900 |
| 独立行政法人 勤労者退職金共済機構 | — | — |
| 独立行政法人 福祉医療機構 | 5 | 5 |
| その他 | — | — |
| **合計** | **4,235** | **3,906** |

## 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第70期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和７年６月25日
石巻商工信用組合
理事長　梶谷啓二

## 法定監査の状況

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、通常総代会に提出される「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」につきましては、会計監査人である「EY新日本有限責任監査法人」の監査を受けております。

## 主な手数料一覧

（令和7年7月1日現在）

### ■為替手数料

| 種　類 | 区　分 | | 金額区分 | 窓口ご利用の場合 | ATMご利用の場合 |
|---|---|---|---|---|---|
| 振込手数料 | 当組合同一店内あて | | 3万円未満 | 110円 | 無料 |
| | | | 3万円以上 | 330円 | 無料 |
| | 当組合本・支店あて | | 3万円未満 | 220円 | 110円 |
| | | | 3万円以上 | 440円 | 330円 |
| | 他行あて | 電信扱い | 3万円未満 | 550円 | 385円 |
| | | | 3万円以上 | 770円 | 550円 |
| | | 文書扱い | 3万円未満 | 440円 | — |
| | | | 3万円以上 | 660円 | — |

※窓口ご利用の「当組合同一店内あて」とは、受取人様の口座のある店舗でのお振込みです。なお、渡波支店窓口においては、受取人様の口座が「湊支店」の場合についても「当組合同一店内あて」のお取扱いとなります。
※ATMご利用の「当組合同一店内あて」とは、依頼人様と受取人様の口座が同一店舗にあるお振込みです。
※ATMご利用のお振込はキャッシュカードのみのお取扱いとなり、他金融機関カードをご利用の場合は別途提携ネット手数料がかかります。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 代金取立手数料 | 当組合同一店内あて | 1　通 | 無料 |
| | 上記以外（電子交換） | 1　通 | 660円 |
| | ※個別取立 | 1　通 | 1,100円 |

※個別取立とは、電子交換不参加の金融機関への取立や電子交換呈示できない証券類で個別に郵送対応が必要な場合です。

### ■当組合ATM手数料（払戻1回につき）

| 区　分 | 当組合カード | その他 |
|---|---|---|
| 平日18時まで（土曜日14時まで） | 無　料 | 110円 |
| 平日18時以降（土曜日14時以降） | 無　料 | 220円 |
| 日曜日・祝日 | 無　料 | 220円 |

※当組合の発行カードで当組合のATMをご利用される場合は、土・日曜日、祝日等でも組合員・組合員以外に係わらず、全ての方に無料でご利用いただけます。

〔当組合キャッシュカードのセブン銀行での取扱時間帯・手数料〕

| 曜　日 | 取扱時間帯 | 手数料（1取引あたり） |
|---|---|---|
| 平　日 | 7:00～22:00 | 110円 |
| 土曜日 | 8:00～20:00 | |
| 日曜日・祝日 | 8:00～20:00 | |

### ■当座預金関連手数料

| | | |
|---|---|---|
| 当座小切手用紙発行手数料 | 1　冊（50枚綴り） | 2,200円 |
| 約束手形用紙発行手数料 | 1　冊（50枚綴り） | 2,200円 |

### ■その他手数料

| | | | |
|---|---|---|---|
| 残高証明書発行手数料<br>利息証明書発行手数料 | 店頭渡し | 1　通 | 440円 |
| | 郵　送 | 1　通 | 550円 |
| 通帳・証書・カードの再発行手数料 | | 1　冊（枚） | 1,100円 |
| 両替手数料 | 1枚～50枚 | | 無料 |
| | 51枚～500枚 | | 330円 |
| | 501枚～1,000枚 | | 550円 |
| | 1,001枚～2,000枚 | | 880円 |
| | 以降1,000枚ごとに330円加算となります。 | | |
| 硬貨入金手数料 | 1枚～100枚 | | 無料 |
| | 101枚～500枚 | | 330円 |
| | 501枚～1,000枚 | | 550円 |
| | 1,001枚～2,000枚 | | 880円 |
| | 以降1,000枚ごとに330円加算となります。 | | |

### ■しんくみビジネスバンキング（事業者向けインターネットバンキング）

| 種　類 | 区　分 | 金額区分 | 手数料 |
|---|---|---|---|
| 個別振込<br>総合振込 | 当組合同一店内あて | 3万円未満 | 無料 |
| | | 3万円以上 | 無料 |
| | 当組合本・支店あて | 3万円未満 | 110円 |
| | | 3万円以上 | 330円 |
| | 他行あて | 3万円未満 | 330円 |
| | | 3万円以上 | 550円 |
| 給与（賞与）振込 | 当組合同一店内あて | 3万円未満 | 無料 |
| | | 3万円以上 | 無料 |
| | 当組合本・支店あて | 3万円未満 | 無料 |
| | | 3万円以上 | 無料 |
| | 他行あて | 3万円未満 | 220円 |
| | | 3万円以上 | 220円 |

### ●ご契約料金　2,200円（ご契約時のみ）

### ●基本料金（月額）

| サービス内容 | 利用料 |
|---|---|
| スタンダードプラン（照会、振込・振替） | 1,100円 |
| フルサービスプラン（照会、振込・振替、データ伝送） | 2,200円 |

### ■情報開示手数料

| | | |
|---|---|---|
| 情報開示手数料 | 店頭渡し | 660円 |
| | 郵　送 | 1,320円 |

※取引明細等添付の場合、3枚目以降1枚ごとに110円加算となります。

### ■融資関連手数料

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 不動産担保新規設定・極度増額 | | | | 33,000円 |
| 不動産担保追加設定・変更 | | | | 11,000円 |
| 証書貸付 | 固定金利期間中の住宅ローン | 期限前一部繰上返済（個別残高100万円以上） | 融資後7年以内 | 22,000円 |
| | | | 融資後7年超 | 5,500円 |
| | | 期限前完済（個別残高100万円以上） | 融資後7年以内 | 33,000円 |
| | | | 融資後7年超 | 無料 |
| | 上記以外 | 期限前一部繰上返済（個別残高100万円以上） | 1回につき | 5,500円 |
| | | 期限前完済（個別残高100万円以上） | 融資後3年以内 | 11,000円 |
| | | | 融資後5年以内 | 5,500円 |
| | | | 融資後7年以内 | 3,300円 |
| | | | 融資後7年超 | 無料 |

### ■でんさいネット関連手数料

| | | | |
|---|---|---|---|
| 契約料 | | | 無料 |
| 月額基本料金 | | | 無料 |
| 発生記録 | 当組合あて | 組合員 | 330円 |
| | | 非組合員 | 770円 |
| | 他行あて | 組合員 | 660円 |
| | | 非組合員 | 1,100円 |
| 譲渡記録 | 当組合あて | 組合員 | 220円 |
| | | 非組合員 | 770円 |
| | 他行あて | 組合員 | 440円 |
| | | 非組合員 | 1,100円 |

（注）掲載されております手数料には消費税が含まれております。
なお、手数料規定の改定などにより変更となる場合があります。

# 地域貢献および多様なサービスの提供

## 地域に貢献する経営姿勢

当組合は、地元の中小企業の皆さまや住民の方々が組合員となって、お互いに助け合い発展していく「相互扶助」の理念に基づき運営されている協同組織金融機関です。

地域の皆さまとのふれあいを大切にし、金融・情報・相談サービスを通じて、お客さま・組合員の事業の発展や生活の質の向上を第一に考え、持続可能な地域社会の実現に向けて組織的・継続的に取り組み、地域の皆さまから必要とされ、貢献する金融機関であり続けます。

## 地方創生に向けた取組み

石巻市・東松島市と地方創生に向けた実効性の高い取組みを推進することを目的に「包括連携に関する協定」を締結しております。

令和6年度は、「石巻市中心市街地活性化協議会」の構成員として中心市街の活性化の推進に関する事業に参画したほか、「東松島市人口ビジョン・総合戦略市民委員会」の委員としてまちづくりの将来像・基本理念・方向性等の検討に参画するなど持続可能なまちづくりや地域の活性化に向けて取り組んでおります。

今後も当組合と地方公共団体双方のノウハウや資源を有効に活用しながら幅広い分野で連携協力し、地方創生の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

## SDGs（持続可能な開発目標）への取組み

信用組合の基本理念である「相互扶助」は、持続可能な社会を目指す「SDGs」の理念に相通じるため、宮城県内3信用組合で「みやぎ・しんくみSDGs共同宣言、活動方針」を表明し連携して取り組んでいるほか、内閣府が設置している「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム」や「いしのまき圏域SDGsパートナー制度」へ登録しており、地域社会の様々な課題解決と持続可能な社会の実現に努め、協同組織金融機関としての使命を果たしてまいります。

また、当組合と地方創生に関する「包括連携協定」を締結している石巻市は「SDGs未来都市」および「自治体SDGsモデル事業」、東松島市は「SDGs未来都市」および「脱炭素先行地域」に選定されており、両市との連携をさらに強化しSDGsへの取り組みを進めてまいります。

## 文化的・社会的貢献に関する取組み

### ● 子どもの健全育成活動への寄付

株式会社オリエントコーポレーション、全国信用協同組合連合会と連携している社会貢献型クレジットカード「しんくみピーターパンカード」の取り扱いを通じ、お客さまに一切のご負担をおかけすることなく、利用代金の一定割合に当組合の助成を加え毎年継続して地域の子供会育成会連合会等に寄付を行い、その活動を支援しております。

令和6年度は、石巻市子ども会育成会（石巻市）、石巻管内特別支援学級後援団体連絡協議会（石巻市）、東松島市子ども会育成連合会（東松島市）、登米町子ども会育成会（登米市）、いるかの会（松島町）へそれぞれ寄付金を贈呈し、通算で46回、寄付金の累計額は約708万円となりました。

### ● 能登半島地震への復興支援

当組合の営業エリアでは東日本大震災の際に全国から多大な支援を受けており、その感謝と恩返しの意味を込めて、能登半島地震復興支援「個人ローンキャンペーン」を実施し、キャンペーン期間中の実行件数に応じた金額を日本赤十字社を通じて能登地方の被災地に寄付しました。

能登半島地震により被害を受けられた皆さまの復興をお祈りいたします。

### ● 防犯パトロール活動・こども110番連絡所

地域住民の皆さまが安心して暮らせるまちづくりを目指して警察署とタイアップし、渉外活動を通じた防犯パトロール活動を展開しております。

併せて、地域の子どもが危険を感じた時の緊急避難所として、営業店を「こども110番連絡所」としております。

### ● 高齢者地域見守り活動

宮城県内9金融機関と連携し、宮城県と「高齢者地域見守りに関する協定」を締結しております。

この活動は、職員が高齢者世帯等を訪問時に何らかの異変に気付いた場合、市町村（緊急時には警察や消防）へ連絡し適切な対応をすることにより、高齢者等が安心して暮らし続ける環境を整え、地域福祉の向上に寄与することを目的としております。

### ● 献血活動

信用組合業界では、社会貢献活動として献血活動を行っており、令和6年度は業界全体で2,900名余が献血に参加しました。

当組合においても、役職員47名が献血活動に参加しました。

## 主なサービスのご案内

### ● しんくみビジネスバンキング（事業者向けインターネットバンキング）

パソコンを利用して、お取引口座の残高照会・入出金明細の照会ほか、お取引口座からの当組合本支店および他金融機関へのお振込に加え、データ伝送（総合振込・給与振込および賞与振込等）ができるサービスです。

### ● でんさいサービス

従来の手形取引と比較して、支払い企業ではペーパーレスによる印紙税や郵送代の「コスト削減」、搬送や保管に係る「リスク削減」、発行事務や精査の削減による「事務効率化」、また受取企業では紛失・盗難・取立の失念などの「リスク削減」、入金期日前であっても分割・譲渡・割引ができる「債権の有効活用」などが図られる資金決済手段です。電子記録債権法に基づき、株式会社全銀電子債権ネットワークが運営しているサービスですので安心してご利用いただけます。

### ● Web口振受付サービス

お客さまが収納企業へのお支払い方法として「預金口座振替」を希望する際に、インターネット経由で収納企業のサイトから口座振替契約ができるサービスです。

### ● ことら送金サービス

株式会社ことらが提供する個人のお客さま向けの小口送金サービスであり、同社に加盟する金融機関等の個人口座間において、スマートフォンアプリを利用し、預金口座等を指定して送金することができます。

当組合ではスマホ決済サービス「Bank Pay」を通じてご利用いただけます。

# 中小企業の経営支援および地域の活性化のための取組状況

## 中小企業の経営支援に関する取組方針

当組合は、「相互扶助」の理念に基づき、中小企業・小規模事業者の皆さまとの日常的・継続的な対話を大切にし、円滑な資金の供給と多種多様な相談に親身になって対応し「課題解決のホームドクター」を目指します。

そのために、地域の皆さまからの期待に応え信頼される人材の育成に努めるとともに、専門的な見識を持つ外部機関や外部専門家との連携を強化し、経営目標の実現や課題解決への支援を積極的に行い、地域の活性化に取り組んでまいります。

## 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

中小企業・小規模事業者の皆さまへの経営に関する支援の専門部署として地域支援室を設置し、ワンストップで経営支援を行っております。

### ● 中小企業診断士による個別「経営相談（無料）」の実施

中小企業診断士による個別経営相談を毎月2回開催し、経営上の様々なニーズ・課題に対する支援を行っております。

### ● 外部機関との連携支援

独立行政法人中小企業基盤整備機構、宮城県よろず支援拠点、宮城県中小企業活性化協議会、宮城県事業承継・引継ぎ支援センター等の公的機関との連携のほか、株式会社商工組合中央金庫と「事業再生・経営改善に関する業務契約」、石巻商工会議所と「中小企業支援に関する連携協定」を締結しており、外部機関と連携した経営支援を行っております。

また、信用組合業界では、関東経済産業局のマネジメントメンター制度を活用し、様々な経営課題に対応できる経験豊富な大企業のOB等（新現役）や専門家とのマッチング機会を提供する「しんくみ新現役交流会」を開催しております。

### ● 各種補助金・助成金等の支援

認定経営革新等支援機関として「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」や「中小企業新事業進出補助金」など各補助金・助成金等の事業計画策定・申請の支援を行っております。

## 中小企業の経営支援に関する取組状況

中小企業・小規模事業者の皆さまの経営目標の実現や経営課題の解決に向けて、ライフステージや実情に応じた支援を行っております。

ライフステージ別の融資先数および融資額は、創業5年以内の創業期131先・1,213百万円、成長期143先・2,419百万円、安定期542先・9,964百万円、低迷期85先・1,388百万円、再生期901先・28,298百万円となっております。

中小企業が有している人材・技術・組織力などの事業特性や成長可能性などを評価した事業性評価による融資先数および融資残高は325先・23,401百万円となっております。

また、中小企業診断士による個別「経営相談（無料）」の実施のほか、外部機関との連携による「専門家派遣」等の経営支援を行っております。

### ● 創業・新事業開拓の支援

石巻市創業支援事業者連絡協議会の構成機関として、創業支援事業計画に掲げる事業の企画・実施・創業に関する相談等の情報共有、創業者へのフォローアップ等の支援を行っております。

令和6年度は、26先に対し創業・新事業関連融資の取り組みのほか、創業・新事業計画策定のアドバイス、地方公共団体の支援策などの情報提供の支援を行っております。

また、創業・新事業開始後における経営課題解決等のフォローアップ支援を行っております。

### ● 成長段階の支援

新たな販路の獲得に向けて「しんくみ食のビジネスマッチング展」等の商談会や独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営するビジネスマッチングサイト「J-GoodTech（ジェグテック）」を活用した販路拡大・製品開発等の支援を行っているほか、海外進出による新たな事業展開への支援として独立行政法人中小企業基盤整備機構・株式会社日本政策金融公庫・株式会社日本貿易保険と連携した「海外ビジネス支援パッケージ」を構築しております。

また、宮城県プロフェッショナル人材戦略拠点との連携のほか、株式会社地域経済活性化支援機構が運営する「REVICareer（レビキャリ）」の登録金融機関になっており、経営力の強化に向けた生産性向上・販路拡大・DX推進等の人材不足の課題を抱えている事業者の皆さまへ常勤雇用や副業・兼業等の人材のマッチング支援を行っております。

### ● 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

環境の変化等に対応できず借入金の返済負担等の財務上の問題を抱え、自ら経営改善計画を策定することが難しい中小企業・小規模事業者に対し、認定経営革新等支援機関として早期経営改善計画策定支援や経営改善計画策定支援（通称:405事業）を行っているほか、宮城県よろず支援拠点や宮城県中小企業活性化協議会等の外部機関との連携による経営改善・事業再生・業種転換等の支援を行っております。

令和6年度は、経営改善支援を行う先を選定し、モニタリングによる支援や中小企業診断士等の専門家派遣による支援を行い、事業所メイン先1,271先のうち687先で経営指標が改善し、経営指標が改善された取引先企業の融資残高は18,365百万円となっております。

また、経営改善計画策定後における進捗状況の確認および経営課題解決等のフォローアップ支援を行っております。

### ● 金融円滑化に関する取組み

当組合では、円滑な資金の供給を通じ、地域経済の活性化に向けた社会的責任を果たすため、お客さまの目線に立ち、新規のお借入および貸付条件変更等のご相談に対して柔軟に対応するなど金融の円滑化に取り組んでおります。

令和6年度は、貸付条件変更総数930先、うち経営改善状況が好調先47先、順調先226先、不調先657先となっております。

# 中小企業の経営支援および地域の活性化のための取組状況

## ● 経営者保証に関するガイドラインへの対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」および「事業承継時に焦点を当てた経営者保証に関するガイドラインの特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入や保証債務整理の相談を受け付けた際に真摯に対応するため、「『経営者保証に関するガイドライン』への取組方針」を策定しております。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。

また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っております。

令和6年度は新規に無保証で融資した件数は527件、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は28.98%、保証契約を解除した件数は28件となっております。

## ● 中小企業の事業再生等に関するガイドラインへの対応

当組合では、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、継続かつ良好な信頼関係を構築・強化し、平時、有事、事業再生計画成立後のフォローアップの各段階において、公的再生支援機関等との連携により金融の円滑化およびライフステージ（創業、成長・発展、事業再構築、早期の事業再生や事業清算への着手、円滑な事業承継、新たな事業開始）における事業者の実情に応じた適切な対応に努めております。

## ● 事業承継・引継ぎの支援

専門家等を有する独立行政法人中小企業基盤整備機構、宮城県事業承継・引継ぎ支援センター等との連携を強化し「事業承継計画」作成等による円滑な事業承継支援のほか、後継者不在の事業者へのM&Aマッチング等の支援を行っております。

また、自社の財務分析から事業構想・経営計画作成までの実践的なカリキュラムの「しんくみ事業後継者合同研修」を開催し、次世代を担う経営者・事業後継者の育成支援を行っております。

## ● 事業者支援を実践するための人材育成

独立行政法人中小企業基盤整備機構東北本部等の外部機関と連携した内部研修を実施しているほか、東北大学大学院経済学科地域イノベーションスクール主催の「地域イノベーションアドバイザー塾（RIAS）」へ職員を派遣するなど、事業者支援を実践するための人材育成に取り組んでおります。

# 地域の活性化に関する取組状況

## ● 地域産業・観光の振興に関する取組み

「しんくみ食のビジネスマッチング展」等の商談会や「クラウドファンディング」への出展を支援し、地域の特産品の販路拡大・新商品開発・商品PR・販売促進等の支援を行っているほか、石巻地域産学官グループ交流会の会員として地域産業の活性化等に取り組んでおります。

また、観光振興として、信用組合業界のネットワークを活用した旅行の誘致等を行っております。

## ● 地域資源を活用した6次産業化・農商工連携支援の取組み

石巻市6次産業化・地産地消推進センターと連携し、地域の特徴的な素材や技術（地域資源）の活用、農林漁業者および商工業者等との連携による新商品開発やブランド構築等の支援を行っております。

## ● 創業・起業支援の融資商品

株式会社日本政策金融公庫と連携した創業者向け協調融資商品「創業連携サポートローン」を取り扱いし、創業期にある事業者に対し当組合と株式会社日本政策金融公庫が連携し、ワンストップで対応することで、お客さまの利便性向上を図っております。

## ● SDGs支援の融資商品

いしのまき圏域SDGsパートナーに登録している事業者を対象とした「SDGsパートナーローン」を取り扱いし、カーボンニュートラルやSDGs（持続可能な開発目標）達成に向けた取り組みの支援を行っております。

## ● 事業承継支援の融資商品

株式会社日本政策金融公庫と連携した事業承継連携ローン「つなぐチカラ」を取り扱いしております。本制度は、事業承継に関する金融支援にとどまらず、宮城県事業承継・引継ぎ支援センターおよび宮城県よろず支援拠点が協力・サポート機関となっており、事業承継をお考えの皆さまへトータルで支援できるスキームが特長となっております。

## ● 子育て支援の融資商品

宮城県と連携した「みやぎっこ応援ローン」のほか、宮城県内3信用組合の統一融資商品「みやぎっこ教育カードローン」を取り扱いし、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、出産や子育てを希望する全ての方が安心して子供を産み育てることができる地域社会の実現を目指した支援を行っております。

## ● 空き家利活用支援の融資商品

「しんくみ創生リフォームローン」を取り扱いし、空き家住宅を賃貸するためのリフォームおよび空き家住宅の解体等を資金面で支援しております。

## ● 生活の向上・安定への取組み

住宅ローンのほか、お使い道に応じた各種ローン、お使い道が自由なフリーローン・カードローンなどの各種個人向け融資商品を取り扱いしております。

また、自然災害で被災された方や給与収入が減少している方などに対し、現在ご利用いただいているお借入返済額の変更などのほか、今後の生活設計等の相談に対応しております。

## 東日本大震災など災害からの復興・再生に関する対応

当組合では、東日本大震災や災害などで被災されたお客さまおよび地域の復興・再生に向けて下記の支援を行っておりますので、お気軽にご相談ください。

### ご融資に関する各種相談等

事業復旧資金・事業再生資金の申込、返済中の借入金に関する返済猶予・返済金額の変更、その他お借入に関する各種ご相談

### 復興課題に関する経営支援

当組合では、全営業店に「相談窓口」を開設しているとともに、中小企業・小規模事業者の皆さまの経営支援・復興支援に関する専門部署として地域支援室を設置し、営業店と連携した各種経営支援を行っておりますので、お気軽にご相談ください。

#### ● 事業用施設・設備等の復旧・整備の支援

災害で被災された皆さまの施設・設備の復旧・整備について、中小企業等経営強化法に基づく認定経営革新等支援機関として「中小企業等グループ補助金」等の事業計画策定支援を行っております。

#### ● 販路拡大の支援

信用組合業界等のネットワークを活用した各種ビジネスマッチングへの出展支援のほか、当組合のホームページに「地域事業者支援サイト」を開設し、お客さまの取扱製品・商品、観光施設のPRを行っております。

#### ● BCP（事業継続計画）作成の支援

災害等の緊急事態が起きた際に、事業資産への損害を最小限に食い止めつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするための方法や手段を取り決めておく「BCP（事業継続計画）」の策定支援を行っております。

#### ● 財務改善の支援

当組合独自の財務分析診断及び今後の売上高・収益の向上に向けた「経営改善計画書」の策定支援のほか、認定経営革新等支援機関として「経営改善計画策定支援事業（405事業）」などを活用した経営改善支援を行っております。

### 早期再生に向けた支援策（二重ローン問題の解消）

当組合では以下の施策を、被災されたお客さまへの重要な支援策と位置づけ、適正な運用に努めております。

#### ● 宮城県中小企業活性化協議会との連携

中小企業・小規模事業者の皆さまの経営課題・相談内容に応じて宮城県中小企業活性化協議会と連携し、経営改善・事業再生計画書等の策定および実行支援を行っております。

#### ● 宮城産業復興機構ならびに株式会社東日本大震災事業者再生支援機構との連携

東日本大震災で被災された中小企業・小規模事業者の皆さまの事業再生を支援する外部機関である宮城産業復興機構、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構等と連携し、二重ローン問題の調整や事業再生計画の策定・策定後における進捗状況の確認および経営課題解決等のフォローアップ支援を行っております。

#### ● 自然災害ガイドラインに基づく債務整理に係る対応

災害救助法が適用された自然災害により被災された個人や個人事業者の方が、既往の住宅ローンや事業性ローン等の返済をすることができず一定の要件に該当する場合、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づき、生活や事業の再建を支援しております。

## 経営ニーズ・課題への相談対応

当組合では、原材料等の物価高騰による収益の低下のほか、人材不足、事業承継、米国関税措置による影響など様々な経営課題を抱えている中小企業・小規模事業者の皆さまに対し、下記の支援を行っておりますので、お気軽にご相談ください。

#### ● 中小企業診断士による個別経営相談

日ごろから「興味がある」、「気になっている」、「不安に感じている」ことなどについて中小企業診断士が専門的・実践的な見地からアドバイスをいたします。

経営相談の概要

・毎月2回（事前予約制）
　相談日は月によって異なりますので、最寄りの営業店へお問い合わせください。
・相談回数の制限がなく「無料」で相談できます。

経営相談の特長

・当組合の営業店での対応のほか、事業者さまの事務所や店舗にお伺いしての対応も可能です。
・当組合の職員が同伴します。

#### ● 外部機関と連携した専門家派遣

ニーズ・課題の内容に応じ、独立行政法人中小企業基盤整備機構、宮城県よろず支援拠点、宮城県中小企業活性化協議会、宮城県事業承継・引継ぎ支援センターなどの外部機関と連携した専門家派遣等による経営支援を行っております。

# 当組合からのお知らせ

## ● 休眠預金等活用法に基づく休眠預金の預金保険機構への移管について

当組合では、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（休眠預金等活用法）に基づき、お客さまからお預かりしている長期間異動がない預金（休眠預金等）について、預金保険機構に移管いたします。

なお、預金保険機構へ移管されました預金につきましては、お客さまのご請求により、所定のお手続きを経て、いつでも払戻しいたします。

詳しくは、当組合ホームページをご覧いただくか、窓口へお問合せください。

## ● マネロン・テロ資金供与対策に係る「定期的なお客さま情報の確認」について

近年、預金口座を悪用した特殊詐欺などの金融犯罪や、それに伴うマネー・ローンダリング並びにテロ活動等の脅威が拡大する中、日本を含む国際社会は、協調してこれら犯罪行為等の防止・撲滅に取り組んでおります。

上記対策の一環として、当組合を含む各金融機関では、お客さまの現在の情報やお取引の目的等を定期的に確認させていただく取り組みを行っております。

こうした取り組みは、お客さまに引き続き「安心・安全」な金融サービスをご利用いただくために必要となるものです。

お客さまにおかれましては、本取組をご理解いただき、当組合からの「お客さま情報」に関する定期的な確認の依頼に対して、何卒ご協力いただきますようお願い申し上げます。

## ● 預金者保護（ATMセキュリティ対策等）

当組合は預金者保護として、ATMセキュリティ等について以下の対策を実施しております。

### （1）暗証番号の変更は、当組合のATMでお客さまが簡単にお手続きできます。

「生年月日」「電話番号」「車のナンバー」「自宅の番地」等、類推されやすい暗証番号をお使いの場合には、速やかに変更されることをお勧めしております。

また、暗証番号変更時には「類推されやすい暗証番号」のチェックを実施しております。

### （2）取引限度額等の設定

お客さまのご預金保護のため、ATMでの1日のご利用限度額について「現金支払および振込」各々100万円以内と定めておりますが、お客さまのご希望に応じて、口座ごとに「ATMでの1日の支払限度額および振込限度額」を100万円以内（千円単位）で各々設定することができます。また、「取引可能店舗の制限」の設定も可能ですので、ご希望される場合は、窓口にお申し出ください。

### （3）還付金詐欺、振り込め詐欺等金融犯罪被害の防止への対応

ATMの操作に不慣れな高齢者のお客さまの振り込め詐欺等の被害を防止するため、一定の制限を設けさせていただいております。

| 対象となるお客さま | 制限の内容 |
|---|---|
| 70歳以上の方 | 一日あたりのキャッシュカードでの「払戻」「振込」のお取引限度額が各々50万円までとなります。 |
| 70歳以上で過去1年間キャッシュカードでの「払戻」がない方 | キャッシュカードでの「払戻」のお取引ができません |
| 70歳以上で過去1年間キャッシュカードでの「振込」がない方 | キャッシュカードでの「振込」のお取引ができません |

### （4）偽造・盗難キャッシュカード等の被害への補償

偽造・盗難カード被害に対して、預金者保護法に基づく補償のほか、法律が規定していない被害に対しても、当組合の補償基準に基づき補償を実施する制度がございますので、万一被害に遭われた場合は、速やかに当組合にお申し出ください。

### （5）休業日のATM利用時におけるトラブル対応

◆通帳・キャッシュカード等の紛失、盗難等緊急時の場合のご連絡先…… 047–498–0151 にご連絡願います。

◆ATM操作時のトラブル発生等のご連絡方法…… ATMコーナー備付けの専用電話をご利用願います。

## ● 「後見制度支援預金」の取り扱い

後見制度による支援を受ける方（ご本人）の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭とは別に、通常使用しない金銭を特別な預金として管理できる預金です。

この預金をご利用いただく場合、家庭裁判所が発行する指示書に基づき、口座開設、預入、払戻し等の手続きを受け付けいたしますので、ご本人の財産を適切に管理することができます。

## ● 「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた対応

当組合では政府で閣議決定された「手形・小切手の全面的な電子化」に向けて、下記の取組みを実施致しますので何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 1. 実施内容

（1）手形・小切手の発行停止

令和8年3月31日をもって手形・小切手の発行受付を終了いたします。

（2）令和9年4月以降を期日とする手形・小切手の取立受付停止

実施日以降、令和9年4月以降を期日とする手形・小切手の取立受付（手形割引を含む）を停止します。

（3）払戻請求書による当座勘定からの払い戻しの取扱い開始

当座勘定からの払戻しについては、お取引店の店頭での当組合所定の払戻請求書へ記名押印のうえ、提示いただくことにより、小切手を振り出すことなく、払戻しが可能となります。なお、小切手による払戻しも従来通りご利用いただけます。

### 2. 実施日

令和8年4月1日

### 3. 電子化に向けた支援

当組合では手形・小切手の電子化対応への支援を行っておりますので詳しくはお取引の営業店へご相談ください。

## 店舗等一覧（ATM設置状況）

（令和7年7月1日現在）

| 店　名 | 住　所 | 電　話 | ATM |
|---|---|---|---|
| 本　部 | 〒986-0868　宮城県石巻市恵み野三丁目1-1 | 0225-95-3333 | |
| 本店営業部 | 〒986-0822　宮城県石巻市中央二丁目9-3 | 0225-95-3331 | 1台 |
| 中里支店 | 〒986-0815　宮城県石巻市中里一丁目3-5 | 0225-96-2075 | 1台 |
| ※ 湊　支店 | 〒986-2111　宮城県石巻市三和町5-1 | 0225-96-8311 | |
| 蛇田支店 | 〒986-0868　宮城県石巻市恵み野三丁目1-1 | 0225-93-8081 | 2台 |
| 大街道支店 | 〒986-0859　宮城県石巻市大街道西二丁目1-2 | 0225-95-9511 | 1台 |
| 渡波支店 | 〒986-2111　宮城県石巻市三和町5-1 | 0225-25-0855 | 1台 |
| 飯野川支店 | 〒986-0101　宮城県石巻市相野谷字飯野川町110 | 0225-62-2311 | 1台 |
| 前谷地支店 | 〒987-1101　宮城県石巻市前谷地字上楼屋5-1 | 0225-72-3079 | 1台 |
| 松島支店 | 〒981-0215　宮城県宮城郡松島町高城字町58-3 | 022-354-3426 | 1台 |
| 矢本支店 | 〒981-0503　宮城県東松島市矢本字北浦35-1 | 0225-82-6866 | 1台 |
| 豊里支店 | 〒987-0361　宮城県登米市豊里町新田町46 | 0225-76-3024 | 1台 |
| 登米支店 | 〒987-0702　宮城県登米市登米町寺池中町14-1 | 0220-52-3252 | 1台 |

※ 湊支店につきましては、渡波支店内にて営業しております。

## 地区一覧

《宮城県》
石巻市（全域）
東松島市（全域）
牡鹿郡 女川町
宮城郡 松島町
黒川郡 大郷町
大崎市（全域）
遠田郡 涌谷町・美里町
登米市（全域）
本吉郡 南三陸町
気仙沼市 本吉町

### ●窓口営業時間のご案内

当組合では、全店舗9時から15時まで窓口営業を行っております。
なお、登米支店につきましては、11時30分から12時30分の時間帯は窓口休業時間となっております。

## 索引

各開示項目は、下記のページに記載しております。
なお、*印は「協同組合による金融事業に関する法律第6条で準用する銀行法第21条」「金融再生法」に基づく開示項目、**印は「監督指針の要請」に基づく開示項目、無印は任意開示項目です。


■ ご あ い さ つ …… 2

【概況・組織】
1. 事業方針 …… 2
2. 事業の組織 * …… 2
3. 役員一覧（理事及び監事の氏名・役職名） * … 2
4. 会計監査人の氏名又は名称 * …… 2
5. 店舗等一覧（事務所の名称・所在地） * …… 36
6. ATM設置状況 …… 36
7. 地区一覧 …… 36
8. 組合員数 …… 2

【主要事業内容】
9. 主要な事業の内容 * …… 14
10. 信用組合の代理業者 * …… 取扱いなし

【業務に関する事項】
11. 事業の概況 * …… 2
12. 経常収益 * …… 11
13. 業務純益等 * …… 9
14. 経常利益（損失） * …… 11
15. 当期純利益（損失） * …… 11
16. 出資総額、出資総口数 * …… 11
17. 純資産額 * …… 11
18. 総資産額 * …… 11
19. 預金積金残高 * …… 11
20. 貸出金残高 * …… 11
21. 有価証券残高 * …… 11
22. 単体自己資本比率 * …… 11
23. 出資配当金 * …… 11
24. 職員数 * …… 11

【主要業務に関する指標】
25. 業務粗利益及び業務粗利益率 * …… 9
26. 資金運用収支、役務取引等収支及びその他の業務収支 * … 9
27. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り * … 9
28. 資金利鞘 * …… 11
29. 受取利息、支払利息の増減 * …… 9
30. 役務取引の状況 …… 9
31. その他業務収益の内訳 …… 9
32. 経費の内訳 …… 9
33. 総資産経常利益率 * …… 11
34. 総資産当期純利益率 * …… 11

【預金に関する指標】
35. 預金種目別平均残高 * …… 13
36. 預金者別預金残高 …… 13
37. 常勤役職員1人当り預金残高 …… 11
38. 1店舗当り預金残高 …… 11
39. 定期預金種類別残高 * …… 13

【貸出金等に関する指標】
40. 貸出金種類別平均残高 * …… 13
41. 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額 * … 13
42. 貸出金金利区分別残高 * …… 14
43. 貸出金使途別残高 * …… 14
44. 貸出金業種別残高・構成比 * …… 14
45. 預貸率（期末・期中平均） * …… 11
46. 消費者ローン・住宅ローン残高 …… 14
47. 代理貸付残高の内訳 …… 29
48. 常勤役職員1人当り貸出金残高 …… 11
49. 1店舗当り貸出金残高 …… 11

【有価証券に関する指標】
50. 商品有価証券の種類別平均残高 * … 取扱いなし
51. 有価証券種類別平均残高 * …… 13
52. 有価証券種類別残存期間別残高 * …… 13
53. 預証率（期末・期中平均） * …… 11

【経営管理体制に関する事項】
54. 法令等遵守体制 * …… 16
55. お客さま本位の業務運営に関する基本方針 … 16
56. 金融商品に係る勧誘方針 …… 17
57. マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策 … 17
58. 反社会的勢力に対する基本方針 …… 17
59. 顧客保護等管理態勢 …… 18
60. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 * … 18
61. サイバーセキュリティに関する取組み方針 …… 18
62. 経営者保証に関するガイドラインへの取組み方針 … 19
63. リスク管理体制 * …… 20.21.22
資料編 * …… 23.24.25.26.27.28.29

【財産の状況】
64. 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分（損失金処理）計算書 * …… 5.6.7.8
65. 協金法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況 * …… 15
（1）破産更生債権及びこれらに準ずる債権
（2）危険債権
（3）三月以上延滞債権
（4）貸出条件緩和債権
（5）正常債権
66. 自己資本の構成に関する開示事項（自己資本比率明細） * … 10
67. 有価証券、金銭の信託等の評価 * …… 11.12
68. 外貨建資産残高 …… 15
69. オフバランス取引の状況 …… 11
70. 先物取引の時価情報 …… 11
71. オプション取引の時価情報 …… 取扱いなし
72. 貸倒引当金（期末残高・期中増減額） * …… 14
73. 貸出金償却の額 * …… 14
74. 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について ** … 29
75. 会計監査人による監査 * …… 29

【その他の業務】
76. 内国為替取扱実績 …… 15
77. 外国為替取扱実績 …… 15
78. 国債窓販実績 …… 15
79. 主な手数料一覧 …… 30

【その他】
80. 沿革・歩み …… 2
81. 継続企業の前提の重要な疑義 * …… 該当なし
82. 総代会について ** …… 3.4
83. 報酬体系について ** …… 19

【地域貢献に関する事項】
84. 地域貢献および多様なサービスの提供 ** … 31
85. 中小企業の経営支援および地域の活性化のための取組状況 * … 32.33
86. 経営者保証に関するガイドラインへの対応 ** … 33
87. 東日本大震災など災害からの復興・再生に関する対応 … 34
88. 経営ニーズ・課題への相談対応 …… 34
89. 当組合からのお知らせ …… 35


石巻商工信用組合

https://www.ishinomakisyokou.shinkumi.jp